



第413号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所 「がんばろう、日本！」 国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp (東京事務所) 東京都千代田区九段北4-3-16 サラヤビル第14ビル6階 〒102-0073 TEL 03(5215)1330 FAX 03(5215)1333 (発行所) 東京都東大和市南衛2-17-16 パピルス会館 〒207-0014 TEL 042(566)2950(代) FAX 042(566)2949 (郵便振替) 00160-9-77459 「がんばろう、日本！」国民協議会 ゆうちょ銀行 019店 当座0077459

1部 300円 定期購読 半年2,000円 一年3,500円

今号の紙面

- 2-3面 書評「里山資本主義」
3-4面 書評「自治体のエネルギー戦略」
5-9面 シンポジウム
「自治分権の実現力を競う」第一部
松本・和光市長、山中・松阪市長、ほか
「北本市における自治分権の取り組み」
石津賢治・北本市長

地域民主主義の深化と里山資本主義の
そろうせい
叢生から見えてくる二十一世紀の課題
先進国にむけたモデル

未来を搾取る社会から、未来へ投資する
社会へ「転換を確かなものに

安倍総理は、消費税増税について最終決定すると思われている。すでに増税を意図して、さまざまな経済対策や低所得層への対策が構想されているが、「景気判断を見て増税を判断した」ということでは、あまりスジのいいメッセージとはいえないだろう。そもそもこれは、「税と社会保障の一体改革」として合意された増税である。「社会保障システムを支えるために必要だ」といったほうが、国民も納得しやすいはずだ。

税であることを、政府は国民に正面から説明すべきだ。増税を行うときは、税制の効率性や公平性を改善するための、よい機会でもある(増税対策と称して細々とした減税特別措置を設ける等は、愚の骨頂)。政府は増税の必要性を説明するとともに、中長期の財政健全化と経済成長に向けて「未来へ投資する社会に向けて、確固たる姿勢を示すことである。」

未来へ投資する社会の担い手は、
どこまで準備されているか

一九九三年、地方分権推進に関する国会決議から分権改革はスタートした。この年、自民党をはじめ下野し、衆議院選挙における小選挙区制導入が翌年成立した。それから二十年、小選挙区制がめざした選挙による政権交代は二度実現され

上りの時代とは、地域経営の質も方向性も大きく転換する。また事業を継続させるためには、自分たちでリスクをとることも必要になるし、投資も必要になる。次世代の担い手も育てていかなければならない。同じ借金でも「未来の搾取なのか」「未来への投資なのか」をリアルに問うことになる。おのずと合意形成の質も向上する。求められる知恵も、マネジメント能力も別次元のものだ。例えば公共施設の更新をめぐっては、単に必要かどうかだけではなく、また財政の制約からだけでなく、地域全体の将来像や地域経営の持続性を複合的・統合的に議論し、合意形成することが求められる。「新たに作る」だけの時代とは違って、「たたみ方」と「立ち上げ方」の合わせ技が必要になる。ここでも「未来への投資なのか」を問いたい。こうして、日本が二十一世紀の課題先進国になるためのさまざまなモデルや知恵、経験は地域に芽生えつつある。各地に点在する芽を点から線へ、線から面へ。そこから、二十一世紀の課題先進国に向けた選択肢を絞り込んでいこう。八月十日に開催したシンポジウム「自治分権の実現力を競う」(四二、四一三号)を踏まえ、十一月十日のシンポジウム「未来へ投資する社会へ」エネルギー自治、循環型社会」では、エネルギー自治、地域循環、地域連携について深めながら、「どんな未来を選ぶか」「どんな未来に投資するか」をさらに共有していきたいものだ。

未来への投資のしかたという
これまででないマネジメントが
要求されている。失われた20年
から脱却するラストチャンスだ。

二〇二〇年開催が決まった東京オリンピックは、高度成長への入り口となった一九六四年とは別次元のコンセプトが求められる。日本が二十一世紀型の成熟した先進国としてどう歩んでいくのか、そんなビジョンや姿勢を示すことができるのか。そのために、未来を搾取る社会からの転換を確かなものとする政治決断を示す秋だ。(政権運営を経験した野党は、右肩上がりの時代の政権運営にはなかった「たたみ方と立ち上げ方」のマネジメントがはじめて問われた、という経験の総括から政権を検証することができるか。)

たが、政権交代可能な政党政治はいまだ成らず。一方で分権改革は遅々とした歩みではあるが、新しいステージへ移りつつある。

山梨学院大学・江藤教授はこの二十年を、「地域政治Ⅱ 地域民主主義の変容 地方行政重視から地域政治の台頭へ」として、以下のように概観している。「地域民主主義は進化(深化)している。ひとつは政治的アクターの関係である。機関委任事務の廃止は、名実ともに住民、議会、首長を地域政治の主体に登場させた」「従来の首長主導はもとより、議会と首長の関係だけを強調する『三元代表制』を念頭に、今日の地域政治を見ることは失当である。『国政と異なって住民が政治・行政に日々参加する。したがって、住民参加なき二元代表制は、徐々に後退する』(江藤「ガバナンス」8月号)。

交付金に代表されるような制度的課題は山積している。しかし確実に地域民主主義は深化している。国政の従属物としての地域政治(国政および地方選挙)や、異議申し立ての住民運動という範疇を超えて、「自分たちのまちがどうなっており、どうなりうるか」をめぐる、地域の政策や制度に関する議論や運動が行われている。選挙に限定(ときには矮小化)されない住民参加の拡大を継続し、集積してきた地域と、それが疎かになつてきた地域。その格差が可視化される局面でもある。

これらを一過性のブームやイベントに終わらせないためには、住民自身が経営の持続性を担わなければならない。それには「ないものねだりではなく、あるものみぎ」といわれるように、内発的な発展と地域循環型の持続性が求められる。右肩

上がりの時代とは、地域経営の質も方向性も大きく転換する。また事業を継続させるためには、自分たちでリスクをとることも必要になるし、投資も必要になる。次世代の担い手も育てていかなければならない。同じ借金でも「未来の搾取なのか」「未来への投資なのか」をリアルに問うことになる。おのずと合意形成の質も向上する。求められる知恵も、マネジメント能力も別次元のものだ。例えば公共施設の更新をめぐっては、単に必要かどうかだけではなく、また財政の制約からだけでなく、地域全体の将来像や地域経営の持続性を複合的・統合的に議論し、合意形成することが求められる。「新たに作る」だけの時代とは違って、「たたみ方」と「立ち上げ方」の合わせ技が必要になる。ここでも「未来への投資なのか」を問いたい。こうして、日本が二十一世紀の課題先進国になるためのさまざまなモデルや知恵、経験は地域に芽生えつつある。各地に点在する芽を点から線へ、線から面へ。そこから、二十一世紀の課題先進国に向けた選択肢を絞り込んでいこう。八月十日に開催したシンポジウム「自治分権の実現力を競う」(四二、四一三号)を踏まえ、十一月十日のシンポジウム「未来へ投資する社会へ」エネルギー自治、循環型社会」では、エネルギー自治、地域循環、地域連携について深めながら、「どんな未来を選ぶか」「どんな未来に投資するか」をさらに共有していきたいものだ。

□書評□

「里山資本主義」 藻谷浩介／NHK広島取材班（角川書店）

未来へ投資する社会 エネルギー自治、循環型社会

「経済一〇〇年の常識」に替わる

「里山資本主義」

そして経済が「我々のもの」になっていく

「里山資本主義」、耳慣れない言葉である。「経済一〇〇年の常識を破る」とある。どうだろうか。

≪はじめに≫

「経済の常識」に翻弄されている人とは、たとえばこのような人だ。もっと稼がなきゃ、もっと高い評価を得なきゃと猛烈に働いている。必然、帰って寝るだけの生活。ご飯を作ったりしている暇などない。だから全部外で買ってやる。ここで大事な点は、猛烈に働いている彼らは、実はそれほど豊かな暮らしを送っていないということだ。もらっている給料は高いかもしれない。でも毎日モノを買う支出がポディープローになり、手元にお金が残らない。ぐんば上がったが、その自分ですることとがさらに減り、支出が増えていく。(GDPにカウントされる)世の中の経済にとって、彼はありがたい存在だ。しかし、いびつな生活だ。(○は引用者)

およそ一〇〇年前にアメリカから始まったこの「経済の常識」が、いまや息切れを起こしている。リーマンショックはその典型だった。「経済一〇〇年の常識」が行き着いたマネー資本主

義からの発想の転換、それが里山資本主義である。

「はじめに」は、こう続く。

猛烈社員として働いていた青年。実は会社も猛烈な競争にさらされていた。ライバルは、新興国の企業。強さの秘密は新興国の労賃の安さだ。会社は「労働コスト」を見直すことにした。彼は突然リストラされた。失意の彼は田舎に帰った。たいた働き口もない。地元でとれる果物で完全無添加ジャムを作るジャム屋さんで働くことに。給料は以前の二〇分の一。やれやれ、とんだ貧乏暮らしが始まった。

ところが、このジャム屋に集まってくる人たちの話を聞いて、目から鱗が落ちた。みんな驚くほど豊かに暮らしているというのだ。

月に数万円払っていた電気代、ガス代。本当に払わないといけないのか、と問われた。「原始人になれというのですか」というと、笑顔でこう言われた。

「〜まわりに幾らでも木がはえている。それなのに、遠いアラブの国から買って来た石油や天然ガスや、それで作った電気がないと生きられないと言っている。はかばかしている」と。

青年は試してみることにした。(雑木を燃料にするエコストーブを作り、畑を借り受けて野菜を作り、さらに余った野菜を分けてもらい、財布から出て行くお金は劇的に減り、暮らしが楽しく、人間らしくなった。

経済一〇〇年の常識にとらわれ、「仕方ない」と思っていた支出を疑い、減らしていけば「豊かさ」を取り戻すことができる。そして経済が「我々のもの」になっていく(これが肝心なところ)。これが「経済一〇〇年の常識破り」の基本をなす作法だ。

これって、近代以前の自給自足に戻れるということ？
そうではない。お金の循環がすべて、という前提で構築されたマネー資本主義のシステムの横に、お金の依存しない持続可能な循環をサブシステムとして構築しておこう、ということだ。お金の引き換えに遠くから水や食料、エネルギーを調達してくるシステムの危うさを、私たちは32で思い知らされたのではなかったか。水、食料、エネルギーといった生存の基本にかかわるものを、どこかの誰かに丸投げした「便利で快適な生活」は、ただのユートピアだ。

お金を媒介にしたグローバルなシステムに背をむけて生きていくことは、無理ではない。「お金で買えるものは買えばいい、でもお金で買えないものも大事だ」ということだ。生存の基

本にかかわる部分の一部でも、お金の依存しない持続可能な循環で支えていく。それはセーフティネットといってもいい。(ヨーロッパが経済危機で大きな打撃を受ける中、ドイツが比較的その影響を免れた一つの要因は、再エネ発電事業によって農村部で農業以外のサブ収入が確保されていたため、といわれている。農業だけ、再エネだけでは食べていけなくても「半農半電」ならやっていける、ということだ。)

能力がある。だが、原さんのいう「四つの未来」を共有することとは、地方でなくともできる。鳥取県智頭町は、32より前に「疎開保険」という仕組みをつくった。保険に入ると大規模災害で被災したときに七日間、町に疎開できる。住居、食料は町が用意する。そして保険加入者には、地元農家が作った野菜が届けられる。都会の人には「いざいざいざに頼れるふるさと」ができ、智頭のばあちゃんたちには、野菜作りのやりがいが生まれる。ここにも「お金で買えない」価値が生み出されている。その価値は、智頭町だけで生まれたものではなく、「意思あるお金」を介して地方と都会の間で生み出されたものだ。

エネルギー自治 再生可能エネルギーで地域を再生する

二〇一二年七月に導入された「再生可能エネルギー固定価格買取制度」(以下「買取制度」)はエネルギーを「経済一〇〇年の常識」から転換するうえで、重要なピースのひとつである。買取価格が高めに設定されたこと(その一部でも)地元でまかなえるようにすれば、外へ出て行くお金は減り、その分地域のなかでお金が循環するようになる。(それを地域の社会関係資本の厚みを増すようにどう再投資していくか、そこが知恵の出どころだ。)

さらに、地域で再生可能エネルギー事業に取り組むために市民ファンドを組めば、地域の外からもお金を集めることができる。「意思あるお金」を介して生まれた「顔の見える」関係は、「お金で買えない」価値を生み出す。飯田市で市民ファンドによる太陽光発電事業に取り組み、おひさま進歩(原社長)が目指す「四つの未来」はこうだ。「エネルギーの地産地消」「コミニティを自分たちの手でつくる」「お金の流れを変えて社会を変えよう」「望む未来を選びとる」。

「経済一〇〇年の常識」とは違って、里山資本主義は自然資源が豊富な地方こそ、より可

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

「再生可能エネルギーで地域を再生する」

仕組みである。

「大手企業に頼らず、地域住民や地元企業が自らリスクを取って事業を立ち上げるのは、やはり利の途である。しかし、この途を切り開くことなくして、地域で所得や雇用を増やすことはできない。逆に、事業資金を地方銀行や信用組合などと協力して地元で調達すれば、地域内で資金循環を生み出すことができる。さらには、売電収入を地域に再投資すれば、その地域の持続可能な発展への途が見えてくる。地域住民や地元企業が自ら再エネ発電事業に挑戦するのは、大手企業に頼るよりもはるかに困難だが、決して不可能ではない。そしてそれは、地域経済再生の核になりうる点で、十分に試してみる価値のある挑戦である」(諸富 前掲)

飯田市では、こうした地域主導の再エネ事業を支援するため「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を制定した。この条例では、「地域環境権」という形で、市民には地域の再生資源を利活用する権利があること、その行使は公共・公有にふさわしいものであることを規定し、その要件を満たした事業については市から支援を受けられるという形で、地域における再エネ事業の担い手育成を図ろうとしている。(「日本再生」四〇八号 牧野・飯田市長インタビュー)

9月9日から11日にかけて、飯田市を視察。長崎県雲仙市で地熱発電プロジェクトに取り組むグループによる、飯田市の先進事例の視察に同行した。市役所で牧野市長より、「再エネ」条例ならびに再エネによるまちづくりについてプレゼンを受け(写真上)、条例による支援第一号と想定されている小水力発電の想定現場(写真下)を見学。地域再生に取り組む上村地区に宿泊し、地域主体の再エネ事業の課題について、実践的な討論が展開された。



ビュ参照

この条例による支援の第一号となる想定されているのが、中山間地における小水力発電事業である。河川法によって私権を目的とする水利利用は禁止されているため、買取制度を利用して特定の事業者が営利を第一義として事業を行うことは難しい。逆にいえば、発電事業の収益を地域の公共目的に還元する地域主体の仕組みをどう作るかが勝負となる。太陽光や風力に比べて、水利は属地性、地縁性の高い公共的財産であるからこそ、地域における合意形成、そして発電事業の持続性は地域経営の持続性とリンクすることになる。

また「屋根貸し事業」という太陽光発電の事業モデルをつくりだした、おひさま進歩の原社長は、(新築住宅には太陽光パネルがあらかじめ装備されているなど)太陽光発電が標準装備化しつつあるなかで、今後はバイオマスに取り組みたいと話していた。バイオマスでは原材料の集積、森林の管理、エネルギーの供給などで、さらに地域の多様な主体が重層的に関わる必要となってくる。地域主体の形成は不可欠である。

「里山資本主義」では、このバイオマスの取り組みが紹介されている。

3面へ続く

原価ゼロ円からの経済再生、地域復活

2面から続く

岡山県真庭市。面積の八割が山林である。衰退産業といわれる製材業界にあって「発想を一八〇度転換すれば、斜陽産業も世界の最先端に生まれ変わる」と思眷く人物、それが銘建工業の中島社長である。

中島さんは製材にともなう木くずを利用したバイオマス発電を試みる。融資を受けられず苦

労するが、なんとか一時間に二〇〇キロワットの発電にこぎつける。しかし当時の売電価格は一キロワット三円。これでは割に合わず、自家用だけで発電を開始。しかしすぐに時代が追いついた。〇二年RPS法で電力会社に自然エネルギーの買取が義務づけられると、価格は九円に。電力会社から売電を求められるようになり、売電にも乗り出した。

発電所は二四時間稼働する。一時間二〇〇キロワットの出力は、一般家庭二〇〇世帯分。そういつと、「たいしたことないじゃないか」と言われるかもしれない、と中島さんは言う。

「原発一基が一時間です仕事を、この工場では一ヶ月かかってやっています。しかし、大事なのは、発電量が大きい小さいかではなくて、目の前にあるものを燃料として発電ができている、という点なんです」

中島さんの工場では、使用する電気のほぼ一〇〇%をバイオマス発電でまかなっている。それだけでも年間一億円が浮く。夜間は電気が余るので売電すると、五千万円の収入になる。しかも毎年四万トンの木くずを産業廃棄物として処理すれば、年間二億四千万円かかるが、バイオマス発電の原料として活用すれば、この費用もかからなくな

る。

バイオマス発電の建設費は十億円。一九九七年の建設から十四年たち、いまや減価償却も終えて十分元をとったが、まだまだ現役だ。石油や石炭による発電よりもずっと畑にやさしいので、メンテナンス業者が驚くほど痛みが少ないという。

これだけではない。年間四万トンの木くずは発電だけでは使い切れない。そこでこれを固めてペレットにし、灯油や重油に代わる燃料にする。専用のストーブやボイラーが必要になるが、自治体の支援もあって（真庭市にはなんと「バイオマス政策課」がある）、家庭用ストーブ、農業ハウス用ストーブが普及し、キロ二〇円強でペレット販売が軌道に乗る。ペレットは灯油とほぼ同じコストで、ほぼ同じ熱量を得ることが出来る。役所も学校も使うようになる。

どんな効果を生み出すのか。市内の農家が紹介される。自らを「農民」と呼ぶ清友さんは農作物を大手の流通にはのせず、地元道の駅や直売所で販売している。しかしいくら地産地消に取り組んでも、エネルギーは外から買わなければならない。それまで重油ボイラーを使っていた清友さんがペレットに切り替えたのは、〇四年からの原油価格高騰だ。当初、ペレットボイラーは重油のものに比べて高く、二の足を踏んでいたが、行政の補助もあると聞いて踏み切った。効果は絶大。コストパフォーマンスはもろちんだが、なにより燃料代が上下しない。農業経営がぐっと安定する。昨年、行政の補助を受けずに三百目のペレットボイラーを導入した。

真庭市の調査によると、全市で消費するエネルギーのうち11%を木のエネルギーでまかなっているという。「その程度」と思うかもしれないが、日本全体で自然エネルギーの割合はわずか1%だ。

二〇一三年二月、銘建工業や真庭市、地元の林業・製材業が参加した「真庭バイオマス発電株式会社」が設立された。出力一万キロワットの木材を燃料にする発電所を建設、二〇一五年の稼働をめざす。かつて三円だった買取価格は、買取制度によって大きく跳ね上がり、大手銀行も融資に名乗り出た。地域全体でバイオマス発電に取り組み、全国初のケースとなるだろう。

原価ゼロ円からの経済再生、地域復活は確実に歩み始めている。もうひとつ大事なことは、木くずを利用するバイオマスでは、森林を管理する、木を伐採して集積する、製材するといった林業・製材業の再生・経営とが両輪となる点だ。銘建工業のもうひとつの取り組みは、CLT。直訳すると「直角に張り合わせた板」。直角に張り合わせることで、建築材としての強度が飛躍的に増し、木造の高層建築が可能になるといふ。

その誕生の地、オーストリアでは石造りから木造ビルへ、まちづくりがシフトしているという。ヨーロッパでは建材生産量四〇〇万立方メートルの八分の一を、CLTが占めるまでになっている。中島さんの奔走もあって、ようやく日本でもCLT普及にむけた動きが始まった。CLTが普及すれば製材業に活路が生まれ、バイオマスの原料・木くずの供給が増えると同時に、山を維持管理する林業にも活路が生まれる。

バイオマス先進国オーストリアのウィーン工科大学、ヴォルフガング・ウィンター教授はこう述べる。「一九世紀、産業革命がありました。石油や石炭など、無尽蔵だと信じられてきたエネルギー資源に支えられて得たものは、機械、大規模ユニット、ロックスティックス、すべて大規模でした。二〇世紀を通じて、私たちはセメントと鉄鋼を生産するために、石炭や石油など多くのエネルギーを費やしました。そうして二〇世紀の人類は発展してきました。ところが今日ではエネルギー資源はあまりありませんから、この星にある自然が与えてくれるもので私たちは生活しなければなりません。この思考の大転換こそが真のレボリューション（革命）です。そうした革命に木材産業はうって

つげなのです。森林は管理し育てれば無尽蔵にある資源だからです。

その結果、経済は必然的に国家中心から地域中心になっていきます。製材業はたいがいファミリー企業です。原料の調達もせいぜい二〇〇〜三〇〇キロ圏内でまかなえます。生産には多くの人手がかかります。ようするに、木材は、投資は少なすぎむ一方、地域に多くの雇用が発生する、経済的にもとても優れた資源なのです」

山を中心にした地域にお金が回り、雇用と所得を生み出し始めている。

望む未来を選びとる

再エネ事業による地域再生の取り組みの先進地域は、間違いなく地方だ。しかし自然資源のない都会は、ユーレイのままでもいいのか。

おひさま進歩（原社長）が目指す「四つの未来」「エネルギーの地産地消」「コミュニティを自分たちの手でつくる」「お金の流れを変えて社会を変える」「望む未来を選びとる」は、田舎でなければできないことなのか。

そうではないだろう。エネルギーの地産地消だって、ただの消費者のまま（コンセントの先のこと）は何も考えないでいるのか、プロシューマーになることも可能になりつつあるから、そこ、それを選ぶのはあなただ。

あるいは再エネ事業で問われる地域経営は、都会では「受益と負担の見える化」から問われてくるのではないか。二〇一五年からの介護保険料改定（値上げ）は、その一端だろう（810シンポジウム参照）。惰性の消費をやめて、それを少額でも「意思あるお金」に替えることだってできる。そういう小さな選択と意思の積み重ね

つけなのです。森林は管理し育てれば無尽蔵にある資源だからです。

その結果、経済は必然的に国家中心から地域中心になっていきます。製材業はたいがいファミリー企業です。原料の調達もせいぜい二〇〇〜三〇〇キロ圏内でまかなえます。生産には多くの人手がかかります。ようするに、木材は、投資は少なすぎむ一方、地域に多くの雇用が発生する、経済的にもとても優れた資源なのです」

山を中心にした地域にお金が回り、雇用と所得を生み出し始めている。

望む未来を選びとる

再エネ事業による地域再生の取り組みの先進地域は、間違いなく地方だ。しかし自然資源のない都会は、ユーレイのままでもいいのか。

おひさま進歩（原社長）が目指す「四つの未来」「エネルギーの地産地消」「コミュニティを自分たちの手でつくる」「お金の流れを変えて社会を変える」「望む未来を選びとる」は、田舎でなければできないことなのか。

そうではないだろう。エネルギーの地産地消だって、ただの消費者のまま（コンセントの先のこと）は何も考えないでいるのか、プロシューマーになることも可能になりつつあるから、そこ、それを選ぶのはあなただ。

あるいは再エネ事業で問われる地域経営は、都会では「受益と負担の見える化」から問われてくるのではないか。二〇一五年からの介護保険料改定（値上げ）は、その一端だろう（810シンポジウム参照）。惰性の消費をやめて、それを少額でも「意思あるお金」に替えることだってできる。そういう小さな選択と意思の積み重ね

書評

「自治体のエネルギー戦略ーアメリカと東京」大野輝之（岩波書店）

自治体から新たなエネルギー政策を築く

概観 自治体がエネルギー政策を行う、ということ

三東日本大震災に直面するまで、多くの地方自治体では、エネルギー問題を自らの政策とは認識していなかった。いまでも法律などの制度上の仕組みからみれば、エネルギーに関することは主に国の政策であって、地方自治体のそれではない。多くの市町村が取り組んでいることは、「環境」政策の一つとして省エネを啓発するとか、太陽光発電普及のために補助金を交付するなどの事業に止まっている。しかし、二原発事故が、我が国の抱えるエネルギー問題を「可視化」したことによって、地方自治体では、エネルギー問題を地域の公共政策とする必要性を認識せざるを得なかったはずである。

本書は、地方自治体がエネルギー問題をどのように公共政策として実現するかについての示唆を与えるものである。問題設定は、「私たちは二つのエネルギー問題に直面している」である（「まえがき」より）。一つは、東日本大震災を契機に脆弱性が露わになった日本の電力システムを、どのように安全で持続可能なものとするか。二つ目は、気候変動による深刻な危機を回避することができるエネルギー社会への転換、である。

そして導かれる問題の核心は、「誰が」それを実現するのかにある。これまでどおり国や電力会社なのか、地方自治体、住民或いは市場が選択、決定するのか。そうした選択肢を提供できる主体は何であるか。著者は、数々の事例を紹介するなかで、エネルギー、気候変動問題に対する革新的な政策の選択、決定に関わる主体（アクター）に着目する。東京都の例では、温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード）導入の経過を追うことで、地域の多くの主体の共同で強力な政策を実現できることを明らかにする。日本政府と同様に、過去十数年、抜本的な気候変動対策を導入できずにきた米国の例では、ニューヨーク市・州、カリフォルニア州などが地域課題の打開とあわせ、画期的な気候変動対策を実現しており、その教訓を導く。こうした米国の都市や州政府の政策過程をみることで、どのような人々が、どんな努力をして斬新な政策が実現されたのかを明らかにする。

著者の「問い」のひとつは、東京型キャップ&トレードを「なぜ東京が実現できたのか」（第II部 東京の挑戦 第一章）である。言い換えると、地方自治体が「エネルギー政策」を実現するにはどうすればよいか、との「問い」である。一九九八年から十五年にわたり東京都の環境行政に携わった経験から、自治体を中心となって地域の企

業や住民、NGOなどと共に、低炭素・分散型のエネルギーシステムを構築していくことが、二つのエネルギー問題を打開する大きな力になる、と記す。

そして、なぜ東京が実現できたのかに対する「答え」は、「政策の壁」を崩した四つの力にあるという。東京都の「政策の壁」を崩した四つの力について、政治学の学問分野でいう「アクター」に注目して内容を紹介する。（注）

（注）政治学における「アクター」や「構造」は、政策が「なぜ実現したのか」を分析する理論枠組みのひとつである。「アクター」とは、主体的に行動する者、決定を行う「行為者」をさし、政治エリート（首長などの代表者、議会、官僚など）、産業界、労働団体、市民などの主体を意味する。「構造」とは、通説としては、社会的慣習・規範経済の仕組み、政治制度などを意味する。

4面へ続く

シンポジウム「未来へ投資する社会へ
～エネルギー自治、循環型社会」
11月10日（日）13時から17時
日本交通協会大会議室（有楽町・新国際ビル9階）
植田和弘・京都大学教授、諸富徹・京都大学教授、
寺西俊一・一橋大学教授、原亮弘・おひさま進歩社長、
中島浩一郎・銘建社長 ほか
参加費 2000円

東京型キャップ&トレード制度の概要

3面から続く

キャップ&トレード制度について、環境省は、「個々の企業に排出枠（温室効果ガス排出量の限度：キャップ）を設定し…（中略）排出枠の取引（トレード）等を認め…（中略）炭素への価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進する」（環境省：http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/capandtrade/about103.pdf（制度紹介））と説明している。

キャップ&トレード制度は、京都議定書における三つの京都メカニズムのうちのひとつで、本書では、最初のキャップ&トレード制度は、二〇〇五年に欧州各国が共同して開始した「欧州排出量取引制度（EU-ETS）」から始まったとしている（京都議定書は二〇〇五年二月十六日に発効）。

東京都のキャップ&トレード制度は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（「環境確保条例」）を改正し施行された（二〇〇九年四月）。その概要は次のとおりである。

一、総量削減義務の対象：都内にある約一四〇〇か所の大規模事業所を対象とする。業務産業部門の四割の二酸化炭素を排出している。

二、削減義務の内容：東京都の温室効果ガス削減目標は、二〇一〇年までに二〇〇〇年比25%削減（中期的目標）である。第一期、第二期の計画期間を設け、第一期の削減義務率は、主にオフィスなど業務部門には8%、工場など産業部門には6%が適用される。

三、排出量取引：対象施設は、対象施設間で超過削減量の取引をすることが可能。

四、実効性の担保：削減義務量を満たしていないときは、排出

量取引によって必要な削減量を調達しなければならない。義務が履行できていない場合には、都知事は、当該施設に対して、義務達成不足量に、最大一・三倍の量を削減するよう命令するなど。

総量削減義務は、「規制手法」、「自主管理」及び「経済手法」を

アクターとネットワークの力が新しい政策を実現する

日本の地球温暖化対策の取組みは、キャップ&トレードのよ

うな義務的な削減対策の導入を検討課題としてままたま止まっている。欧州では既に二〇〇五年から欧州排出量取引制度（EU-ETS）が始まっている。また二〇〇七年に発表された、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の地球温暖化第四次評価報告書では、二〇一〇年までに世界の温室効果ガスを減少に転じさせる必要があることが明らかにされた。

環境省をはじめ国においても、我が国の取組み方針は、あくまでも経済界の自主的な取組みにまかせるという「原則」を繰り返していた。経団連などから強い反対があったからである。

国の議論が停滞するなかで、東京都が、国に先んじてキャップ&トレードを取り入れた総量削減義務を制度化するには、質と量を伴う努力が必要であった。経団連の反対意見への対応をはじめ、新しい制度の執行に向けての実践的な課題が山積しているからである。

取り入れた制度である。制度の意図は、自主管理と経済手法により総量を削減することであり、規制手法は総量削減を担保するためのものといわれている。

東京都の特徴のひとつは、排出量取引が認められるのは、削減義務以上の削減した余剰分だけという点である。この理由のひとつは、自らの事業所の削減を重視し、削減努力の大きい事業所のみが余剰分を売却して経済的メリットを得られる、というインセンティブを与えるためであるとしている。

著者は、その努力を第II部第

「知と信頼のネットワークの形成」

「知と信頼のネットワーク」について、著者は、気候変動対策に取り組みを継続して行く、実践的なノウハウを有する企業、団体、NGO、専門家などとの間で形成された信頼のネットワークとしている。従来のエネルギー利用のあり方を大きく変えるという容易ではない気候変動対策に対し、各主体の知の集積、それぞれの相互努力、思いの共有が「知と信頼のネットワーク」を形成したという。

ネットワーク形成に欠かせないものは信頼である。知の集積は必要な条件であるが、知だけではネットワークは機能しない。信頼があってはじめてネットワークは機能する。著者は、東京だからこつとしたネットワークができたのはなく、反対に、政策を提案する「アクター」（行政機関だけではなく、政策を提案する議会、市民も含む筆者）が、政策実現に向けた真剣な取組みを継続して行えば、

2章「政策の壁」を崩した四つの力」において、一、誤謬を正す政策論争の徹底、二、地域に適した実効性のある仕組みの構築、三、知と信頼のネットワークの形成、四、スタッフ集団の力の蓄積、と整理している。

一は政策論争とあるように、主に反対意見に対する応答、二は、制度設計の内容、三は、制度を取り巻く各主体とのネットワークの形成、四は、東京都の行政体制と職員についての経緯と内幕が明らかにされている。これらのうち、「アクター」について記述する三、四を取り上げ、他の自治体がエネルギー政策を実現するための示唆をみる。

「スタッフ集団の力の蓄積」

政策は立案することに目的があるのではなく、政策の趣旨を社会に適用し、政策の意図を実現することに目的がある。本書の例でいえば、東京型キャップ&トレード制度を立案するだけであって、制度が対象事業者に適用されたのち正しく機能して初めて、制度の意図である温室効果ガスの削減が実現するのである。

政策を立案する当初は、例えば「温室効果ガスを義務的に削減しないと気候変動対策は進まない」という問題意識から始まる。そうした問題意識を組織で共有し、「そのためには、どのような制度の仕組みと内容が必要であり、誰が何をやるのか」という問題設定によって政策のフレームを得て、制度設計をすることが可能。それでも、設計はデータがなければ詳細に作り上げることができない。とりわけ先行する政策には前例がないので、自ら独自に調査、分析する作業が必要である。

東京都環境局は二〇〇二年から、徹底して事業所の現場を回し、事業所のエネルギー管理、見方は、二〇〇七年から翌年一月まで三回にわたり開催された「ステークホルダー・ミーティング」のなかで、最後にはあるNGOメンバーから、「…努力している東京都をこは信頼して、応援していく…」という発言がされるなど、解消していったという。

NGOメンバーがいう「努力している東京都」とは、経団連を中心とする反対意見書に対して、東京都が事実に対して議論するなど、真剣な取組みの姿勢がみられたからかもしれない。制度実現に対する「アクター」の本気度が試されたのである。

省エネ対策の実情を自ら独自に調査、分析することに努めた。

地方自治体への示唆と可能性

地方自治体への示唆と可能性

「二つのエネルギー問題を解く（終章）」ことに関わるアクターの大きな一翼は、地方自治体である。現実には、地方自治体のエネルギー分野での取組みは活発になっている。三以降、道府県や政令指定都市をメンバーとする自然エネルギー協議会が設立されたり、また全国の三七道府県・政令指定都市では、省エネ法とは別に独自のエネルギー使用の報告制度を導入している。約一七〇〇の市町村においても、「再生可能エネルギー条例」（飯田市）によるまちづくりをめざす地方自治体もみられる。

早晩、学校や道路などの公共施設と同じように、地域エネルギーを公共財とみなし、地方自治体にエネルギー政策が必要であるとする議論が湧き起こるかもしれない。地方自治体からそうした社会認識が広がれば、地

そのために地方自治体は、多くの主体と新しいまちづくりの問題意識を共有し、どんな問題設定をしていくかというボトムアップの型をどうつくるか。本書が示唆する型のひとつは、ネットワークの形成である。多くの主体との連携にはネットワークは欠かせないが、信頼によって機能するネットワークの形成である。そのためには、住民とのネットワークが築けるかどうか、地方自治体にとって力となる。松阪市「住民協議会」や飯田市「公民館活動」の取組みは、住民とのネットワークを形成する良い例であろう。

最後に、国際的に「サブナショナル」の役割が広がっていること（序章「サブナショナル」の台頭）は、地方自治体には望ましいことである。「サブナショナル（sub national）政府」という概念は、「国家政府ではない『もうひとつの政府』、すなわち州政府や都市自治体」など定義されるユニットである。環境問題に関する国際交渉が停滞するなかでも、従来から環境NGOやグローバル企業などのノン・ステイト・アクター（non-state actors）の活動があったが、ここ数年、急速にその役割を高めているのが、「サブナショナル政府」である。イクレイ、C40など多くの国際ネットワークも形成されている。

その理由は、住民に近いところで政策が決定された方が、遠い中央政府で決定されるよりも、住民の意思が政策に反映されやすく、住民の目が届きやすいからと考えられている。また、サブナショナル政府の数が多いので、多様なアイデアが発想されやすく、革新的な政策も生まれやすい理由もある。国際的にも、地方自治の時代なのである。

（東瀬野克之・地方自治体で長年環境政策に携わる。）

□「がんばろう、日本！」国民協議会 シンポジウム□

自治分権の実現力を競う！

第一部 受益と負担の見える化 市民が責任と役割を負うために

和光モデル／介護予防から健康づくりへ、さらにステージを上げていく

司会 ここからは、第二部のテーマである介護保険の問題に入っていきたいと思
います。受益に見合う負担を先送りして
いる私たちの現状は、端的に言えば「未
来を搾取している」ということだろうと
思います。この大きな課題のひとつとし
て、介護保険の問題が目の前に来いま
す。

三年に一度の保険料見直し―要するに
値上げの時期が迫っているわけです。二
〇一五年からの第六次介護保険事業計画
に向けて、保険者である各自治体におい
ては保険料の議論を始めなければなりま
す。



(右から)
山中光茂・松阪市長、松本武洋・和光市長、諸富徹・京都大学教授
戸田政康・「がんばろう、日本！」国民協議会代表
(第一部のみ)
熊谷俊人・千葉市長、福嶋浩彦・中央学院大学教授
(司会)
石津美知子・「がんばろう、日本！」国民協議会事務局長

せん。どこまで「受益と負担」を市民に
「見える」化して、議論できるか。そう
いう問題意識を進めたいと思います。

まず介護予防に力を入れ、また自宅介
護を軸にした「和光モデル」ともいわれ
ている和光市の松本市長からお願いま
す。

松本
財政運営基本条例を制定
受益と負担の「見える化」を条例に
じつは先ほど申し忘れたことがありま
す。さきほどの話は要するに「値上げし

ました」ということでした。これで「値
上げしたから、あいつはクビだ」という
ことで、私が選挙に落選しますと、また
値上げしない市長になるかもしれないま
せん。

そこでこの問題の根っこを切り取るた
めに、財政運営基本条例というものをこ
の四月に施行しました。財政の健全性
という意味で、プライマリーバランスを
しっかり守っていくこと、借金を増やさな
いようにすることなど、いくつか柱があ
ります。中でも私が力を入れたのは、四
年に一度必ずすべての主要な行政サービ
スは値上げの検討、あるいは値下げの検
討をする。要するに、受益と負担の関
係について検討しなければならない、と
いう条項を入れました。

条例ではなくて、こういうことを定め
ている自治体はけっこうあるんですが、
それだと簡単に止められるんですね。市
長が規則を変えるのは簡単なんです。が、
条例を変えるには議会の賛成がいるわけ
です。そこで条例化しました。

これは、財政民主主義の一つの柱であ
ると思っています。財政運営基本条例を
作るということ自体、実は財政の使い途
の大きな制約条件になりますので、市民
委員会で検討していただくという形を取
りました。公募した市民が財政の条例の
検討をするというのは、けっこうハード
ルが高いんです。ただそういったハード
ルの高い内容をやりやすさということ
で募集したところ、公認会計士さんをは
じめ、非常にレベルの高い市民が集まっ
て市の財政課と一緒にいい条例案を作っ
てくれました。

これが議決・施行されたことによっ

て、私がクビになった後でも、無責任な
市長が値上げをしないと選挙に勝
つ、ということではできなくなりました

また熊谷市長のお話にもありました
が、和光市でも予算編成過程をしっかりと
公表して、意見募集をしていくなかで予
算を組んでいくということもやっていま
す。また財政白書を市民が作る、あるい
は役所が作るというのはよくあります
が、ハイブリッドの仕組みにしようとい
うことで、和光では市民が基本的には作
るんですが、それを市役所が全面的に支
援するという仕組みを取っています。

これまでだと、行政が情報を出し渡っ
て財政白書がなかなかできないというた
こともあったんですが、和光市としては
とにかく、市民が求める情報はほとんど
出していくことで、よりよい、本当に細
かいところまで市民の興味を満足させ
るような財政白書ができています。ぜひ和
光市のホームページから、読み取って
いただければと思っています。

介護予防から健康づくりへ

さてここからは和光市がなぜ介護保
険、あるいは介護予防に力を入れてきた
か、大雑把にお話しさせていただきます。
先ほどもお話ししましたが、急速に高齢
化するという意味では、全国で五本の指
に入るような自治体で和光市です。それ
を支える家族がいらないのも和光市です。
人口が八万人で三万八千世帯、要するに
核家族が多いということです。家族介護
はできない、と考えられるような自治体
だろうと思っています。

私も団地の住民ですし、集合住宅の居
住割合が四割くらいを占めていますの
で、家庭でおじいちゃん、おばちゃん
を引き取ってというのはけっこう苦し
い。そういうなかで、昭和の高度成長期
に和光市に来たご夫婦が、そろそろ一方
が亡くなって、一人暮らしのおじいちゃ
ん、おばあちゃんになっている。そうい
う状況が平成十年頃から見えてきました
ので、当時の市長が予防型の政策に取り
組んできました。

和光市の最大の取り組みというのは、

とにかく介護予防に徹底的に人を引っ張
り出して、こういうことで、これに一
番予算を投入しているんです。ですから
要介護に行く前に、要支援の段階で戻
ってくる人の割合が非常に高い。要支援
の方の改善割合をデータで取っているん
ですが、改善する人が大体45%、悪化する
人が21%、維持が22%です。介護予防
あるいは要支援の方に対する機能回復のト
レーニング、そういったことを非常にき
め細かく徹底的にやっています。

もちろん批判もあります。むりやりト
レーニングをやらされるとか、そういう
苦情も来ます。議会の一般質問でも、
「かえって悪くなってしまった」という
質問もありますが、市としてはとにかく
機能改善をするため、あるいは要介護か
ら要支援に、要支援から日常生活に戻
っていただけるように、そういったプシ
ュ型の支援をしているということです。

もう一つは、それぞれの方の状態把握
のためのアンケートです。普通の自治体
ですと、基本的には送って返していたた
く方式を取っていると思います。和光市
もまず送りますが、返ってこない人に対
する訪問をして、しっかりと状況を把握し
ていきます。アンケートが返ってこない
というところは、そこに何らかの課題があ
ると捉えておりまして、そこは全戸訪問
をして状況を把握しています。

介護予防に力を入れている結果、介護
の認定率は10%を切っています。全国平
均ですと17%くらいだと思います。要支
援、要介護の人の割合が抑えられている
結果、介護保険料は基準額が四一五〇円
と、低い水準に抑えられています。

このように要支援、要介護にならない
といった実績はできているんですが、こ
れからの急速な高齢化を迎える中で、ま
だこれじゃ足りないだろうと、今市役所
として取り組んでいることがあります。

介護予防というのは五十、六十になっ
てやる話ですが、その年代ではじつは
「勝負はついている」んです。和光市の
国民健康保険の医療費を分析すると、六
十五歳以上の男性の入院というのが非常
に多くて、これだけが全国平均を大きく

超えて悪いんです。これはどういうこと
だろうと、いろいろ分析しているん
です。サラリーマン世帯が圧倒的に多いの
が和光市の特徴です。都内に通勤するサ
ラリーマンが四十代、五十代と不健康な
生活をずっとして、六十を過ぎたところ
でガタが来るわけですね、そしていきな
り入院することが多い。こういう
ことが大体分析できています。

こうしたなかで、今年四月からは健
康づくり基本条例というものを作ってい
ます。何をやっていくのかというと、た
とえば食の健康支援をプッシュ型でやっ
ていく。市内には大きな企業もあります
ので、そういったところで健康メニュー
を市役所と一緒に提供していく。健康メ
ニューを食べてもらうだけではなかなか
健康メニューというものに触れていただ
いて、日常の生活習慣を変えていく、と
いうようなことをやっていこうと思っ
ています。

あるいは「一市民スポーツ」という
施策を推進する中で、市民みんなにスポ
ーツの習慣をつけていただくこと。かな
り押しつけがましいですね。研修を受
けるというの、押しつけがましくやっ
ていくんです。

健康づくり基本条例を議会で通す際
にも、議員さんから批判がありました。

しかし、これからの高齢社会をしっか
り支えていく財政の足腰を保っていくた
めには、不健康な生活をする権利は誰に
もないんです。不健康な生活をしている
人たちを支えるだけの余裕は、日本社会
にはないと私は思っています。介護予防
で今まで成果を挙げてきましたが、さら
にこういうプッシュ型の条例を作っ
て、より若いうちから生活習慣を変えて
いくことで、市民の生活の質を高めてい
きたいと思っています。後から振り返っ
てみれば、「あの時、市役所うっとうし
かったけれど、八十になっても九十にな
っても健康だよ」と、言ってもらえる
ようなまちづくりをめざしています。介
護予防からさらに健康づくりへと、ステ
ージを上げていきたいと思っています。



山中光茂 (やまなか みつしげ) 松阪市長

1976年生まれ。慶応大学から群馬大学医学部へ。医師国家資格取得後、アフリカでNGO活動。三重県議1期を経て09年松阪市長に就任。市民と責任と役割を共有する市政を展開。13年、市民が主体となった市民選挙で再選。「巻き込み型リーダーの改革」(日経BP社)

5面から続く
社会保険関連費は毎年一兆円ずつ増えている、といわれています。それを高齢者人口が増えるから当たり前だといっただけで済ませられるほど、財政状況も楽ではありません。不健康な生活をする権利はありません。健康保険の保険者です。健康保険の保険者です。健康保険の保険者です。

今のお話にあったように、「六十五歳男性、入院」というデータが市役所はわかるわけです。健康保険の保険者です。健康保険の保険者です。健康保険の保険者です。

どういう受益ならどういう負担が必要か、それを選ぶのは市民

山中 松阪市は今年一月に市長選挙だったんですが、選挙の一年前に介護保険料を千五百円ぐらい、大幅に上げました。なぜ上げるかという説明をシンポジウム、フォーラムという形でやらせていただいて、二百人ぐらいの市民の方々が参加しました。「上げます」と言い切るのではなく、「このように上げようと思います」ということで、四千五百円ぐらいだったのを六千円ぐらいに上げていただいた。三重県下では一番高くなる可能性があるんですが、こういう理由です。いやなことでも私たちはちゃんと説明させていただきます。もちろん、それでも値上げしたときには、現場の窓口で「何でや」という話は来ません。

民、民主、公明さんがついたんですが、共産党さんにも支援をもらおうと、介護保険料は一切上げないことを公約にされました。

シンポジウム、フォーラムあるいは議会とか、広報などにおいて「なぜ上げる必要があるのか」という話をする中で、確かに介護予防との兼ね合いで、こうやってたまたま下げられる可能性があるという部分、あるいはこういう体制づくりをする中で、将来介護保険料は抑えられるという話も、もちろんしなければいけません。

ただ今の制度では、松阪市がなぜ高いかというところ、介護事業所がたくさんあるんです。介護事業所が三重県下では最も充実していて、大規模医療機関が三つある。

り、医療、介護を受ける体制自体が非常に大きくなっている。具体的にその話もかなり細かくしました。待機の方をなくしていくために施設を作るという大施設を一つ作るというくらいは上がりませんよとか、あるいは何床作ればいこうかという話もあつた。

そして今回千五百円上がる理由はこういうことで、対象者がこうです。その代わり、低所得者に対する配慮は今回こういう形で行います。三時間ぐらいの意見聴取会のなかで市民から受けた意見や、なぜそういうふうにしたかということについては、全部私が責任を持って説明させていただきます。

もし仮に上げなければどういう状況になるのかということも含めて、市民とのワークショップなども含めて議論をする中で、介護保険料を上げるという話を選挙前でしたが決めました。これはやはり行政の責任ですし、説明責任を果たしながらやっていく必要があると思います。

津曲・船橋市議
船橋も急速な高齢化ということで、特養の待機が今大体七百人ぐらいです。また社会福祉法人の施設長さんが三代目ぐらいで私と同年代だったり、在宅系の事業の現場のリーダーをやっている方々も同年代が多いので、昨日もそういうメンバーと一杯やりながら、二〇一五年の介護保険計画に向けてどうしようかということをお話していました。

まず松本市長にお聞きしたいのですが、要介護から要支援にするというのは非常にプラスのはずなんですが、事業者としてはそこどうインセンティブをつけるか。要支援になる、あるいは介護度が低くなれば当然、事業者の収入は下がってしまうということですね。

それから山中市長にお伺いしたいんですが、いいサービスには当然お金が必要だということですが、上げることに對してどういう反応があったのか、もうちょっとお伺いしたい。

もう一つ、これで最後にしますが、やはり現場の介護士さんやヘルパーさんの報酬が十五万とか十六万では、とても続かないかと。ただ一方で、介護の報酬点数は国が決めているからどうにもならないんだ、という話もあります。市として何かできるアイデアがありましたら、ご示唆をいただければと思います。

松本 和光の場合かなり、介護予防事業の金額が大きいんですね。そちらでかなりお金を使っているということ。後は和光市の介護の理念というのは、コミュニティケア会議。これは医療、介護を一体でやる会議です。共有しております。ですのでこれは末端まで浸透しています。ですから、要介護度をより重くしてそれで稼ごうというような事業者は、和光市には存在しないということです。

それから介護保険料の話ですが、和光市が安い理由は一つです。(松阪市と違い)施設型の介護は非常に薄いです。待機もけっこうあります。そこをどう対処しているかというところ、在宅での巡回サービスです。二十四時間の定期巡回型の事業所は和光市内です。二ヶ所あって、今度三ヶ所目もできます。これによって(在宅でも)入所に近いサービスを全市で展開できる力をわれわれは持っています。ですから入所できないという不満は確かにありますが、何とかそれを抑えられるようなサービスができていて、その恩恵として安いですよ、という説明を申し上げています。

そこ(施設介護)を手厚くして、松阪市さんのような六千円を負担するのがいいか、これは市民が選ぶことであって、どっちがいいかは価値観の問題だろうと思っています。

山中 市民からは当然、「これだけ厳しい環境の中で、なぜ今の時期に介護保険料を上げるんですか」という話があります。もちろん低所得者とか、厳しい環境

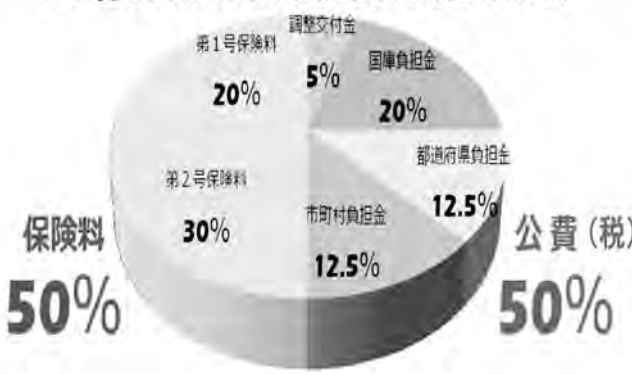
にある方には配慮をしますということですが、実はそれまで(保険料の前提となる所得の分類を)七分制であったのを十一分類に変えて、よりきめ細かにさせていた。ただこのことには市民も納得していません。

もともと財源の枠配分は決まっていますので(図参照)、そこもちゃんと説明させていただいて、国に對してもっと要望せよということもよく言われますが、でも要望してもすくには通らない話です。そうやって要望ばかりしていてもしょうがないので、現状の配分枠(財源構成)のなかでどうするかということ。松阪市は七分制から十一分類にしたというところ。

さらに高所得者に対して、これまでは平均を二とした時に一・八が最大だったんですが、松阪市は二・一としました。これは三重県下でも最大なんです。高所得者から多く取るようにした。逆に低所得者には、新たに松阪市独自の支援という形で、配慮できるような制度設計もさせていただきました。こういうこともあって、共産党さんにも納得してもらったわけです。

つまりすべての所得階層で、保険料が上がることは上がります。ただ上がり方が違う。高額所得の方々に對しては、これまで一・七とか一・八ぐらいが最大だったところを、申し訳ありませんが二・一と、もっと払っていただく。低所得の方々も上がるんですが、そこには一般財源から投入する形でフォローする制度設計をさせていただきました。

介護保険制度の財源構成



※右記は1市町村の介護保険財政を見た場合のお金の出所を表す。
※調整交付金: 市町村ごとに所得や介護必要度は異なる。市町村における保険料の全国平均との差を縮小するため、国が交付するもの
※第1号保険料: 65歳以上(介護保険利用可能年齢)の住民が支払う保険料
※第2号保険料: 40~65歳の住民が支払う保険料

「みんなで支えあう」からこそ求められる 公正さ、納得

6面から続く

内田・我孫子市議

市民への説明責任を果たすことが大変重要だと思うんですが、受益と負担の見える化をするために、何か工夫されたことがありましたらお聞かせください。

窪田・富里市議

「不健康な生活を送る権利は誰にもない」というお話がありました。その逆の話なんですが、ある方から「うちの母は九十二歳なんだけれど元気でピンピンしている。介護なんかお世話になってない、それでも介護保険料は取られている。何か返ってくるへらいの制度があってもいいんじゃないか」と言われました。これは国保にも通じることだと思ってるんですが、この辺のことに關してはどうなんでしょうか。

山中 受益と負担の「見える化」について

の事例ですが、松阪市の場合はコミュニティバスの事例があります。全国の自治体で、コミュニティバスってけっこう減っている聞いていますが、私が市長に就任してから松阪市では四路線、コミュニティバスの路線を増やしているんです。

私が就任してすぐ、財政部局から「コ



松本武洋 (まつもと たけひろ)
和光市長

1969年生まれ。早稲田大学卒。金融機関、出版会社を経て03年和光市議に初当選。07年再選。09年和光市長に就任。13年再選。論文「財政規律と財政民主主義のモデルを地方から提案する」(公職研)「財政運営基本条例で財政規律を守る」(ぎょうせい)。

コミュニティバスの路線を増やしたら、市の負担が増える一方で、全然乗って貰えないんじゃないか」という話がありました。地域からは「コミュニティバス、作ってよ」という要望、陳情がありました。

確かに過去の例を見てみると、作るまでは署名が何万人と集まったりするのにな、作ってみると一日乗客数人というところも結構ある。だからコミュニティバスはいらないんじゃないかと、非効率だとなるんですね。

そこでコミュニティバスについても、意見聴取会やシンポジウムをやらせていただいています。そこで市民の方にお話したのは、「もし地域で負担に責任を持つのであれば、行政が役割を持ってコミュニティバスの路線を作ります」ということです。

実はこれまでは、コミュニティバスといたって行政がバス路線を作るんですね。作ってから相談をする。でも地域住民のなかには「まっすぐに通してほしい」という人と、「細かい地域まで回ってほしい」という人が必ずいますし、「ここにも停留所、作ってほしい」とか「回ると遠くなるからイヤだ」とか、いろいろわがままも出ます。だから、それも地域

で考えてください。路線も停留所もみんなで考えてくださいというのが一つです。

さらに企業協賛なども得てきなさい、そして住民すべてから負担金をもらいなさい。路線の住民だけじゃなく、その地域に關わる自治体構成員すべてからお金をもらいなさい。そこまで責任を持って、コミュニティバスの運行協議会を地域で作る、負担もしてもらうのであるならば、行政はやりませよと。

ただそうして集めた額というのは、大抵年間の運行費の三分の一程度で、残りの三分の二は行政が持たなきゃいけないんです。でもそこまで汗を流してがんばったなら、努力賞という形でコミュニティバスを作りますよと。そういう形です。

毎年地域住民全員に声をかけて、バスが通らない住民、その路線からある程度離れたところの住民も含めて、地域全体でお金を出すという約束をして、地域住民から自治会としてお金を集める、という前提でやってきました。

そういう約束をする中で、財政面としてもこちらは説明責任を果たさず、市民からも自分たちでお金払っているんだから一たえは年間で八百円とか、自分たちもそこを守ってほしいという気持ちになるよね、という話です。「コミュニティバスではそういう形で、受益と負担を市民にも感じてもらうながら路線を作ったという経過があります。

これは介護保険でも同じです。正直以前は全く同じで、「施設をどんどん作ってよ」という話が非常に多かったんですね。

ただこれは、介護予防の話とかいろいろなことをごっちゃにしようとする。介護予防事業をやらぬ地域は介護保険料を高く取りますよ、というの、今後はいいかもしれないかもしれませんが、現在の制度においては、施設の整備と介護保険料がかなり密接につながっているのが現状です。その辺りのことも住民の方々により分かりやすく情報提供をする中で、確かに施設はたくさんあるねと

んな分かったうえで、介護もみんなで支え合う保険制度の中ではこういうことになりませよ、という説明を徹底して、負担をいただくしかならないのかなと思いますね。

松本 医療保険を使っていないのに保険料を負担するのはどうなんだろうという話ですね。もちろん支え合いの保険制度なので、健康な人も不健康な人もいるからこそ保険が成り立つわけですよ。ただ今のところ和光市としては、(保険を使っていない人へのインセンティブは)やっていないんです。歯がきれいな人の表彰しかやっていません。

ただ保険を一回も使わないことに対するインセンティブは、検討はしています。要するに医者にかからないということには、努力すればできることなので、今後の課題として持っています。

説明責任の話ですが、私もやっていることは、一つは数字でしっかりと示すということ。学童保育の公費負担比率は、実は和光市は八割だったんですね。二割しか受益者負担がなかった。それをもうちょっと増やして四割ぐらいまで持っていくということ。値上げも納得してもらいました。八割ではほとんど公費ですから、これでは誰も納得は得られないだろうということですね。

もう一つは公平性とか公正性の担保です。つまり徴収の努力ですね。和光市の国保の徴収率は、私が就任した年は84%でした。埼玉は全国でも最低なんです。その埼玉のなかでも下位だったんですね。これを変えていくために収納センターを作った。滞納が発生したら即電話をかけるとか、あるいは滞納に関する差し押さえをきちりやるようにしました。

私が市長になる前までは、差し押さえは積極的にやっていなかったんですが、徹底してやっています。脅迫の電話もかかってきますが、何を言われても「市長が言いとやうから差し押さえます」と言っていると、私から言っています。とにかく徴収の努力をして徴収率を上げるというところで、県内平均を超え

た。今88%まで行きました。四年で4%上がっているのは、大したもんだと思うんです。そういう形で公正にやる。公正にやっていると足りぬから、もうちょっと値上げさせてください、というのが筋だと私は思っています。

司会 今の公正性の話は非常に大事なことで、ちゃんと負担しているのにズルしている人がいるとなると、どうしても「ソソク」している「バカらしい」ということが出てきます。そこからいわゆる行政の信頼性が崩れていくわけですね。そういうところをきちんとしていかないと、みんなで支え合うということができなくなってしまうと思います。そういう意味でも、前提として情報公開していくということが、まずは第一なんだろうと思います。

諸富 保険料に限らず、上下水道の料金もそうです。これからインフラの更新が本格的に始まる中で、どうするのか。下水道料金についても松本市長のお話にあったように、上げなければいけないのは分かってはいるけれど、上げれば落選ということがある、なかなか上げられず、一般会計からの繰り出しで面倒を見て財政を悪化している、ということが繰り返されてきた。いよいよインフラの更新時期が来ること相まって、負担をどうするのかということも市民に問いかけていく、本格的な待ったなしの時期にこれから入っていくんだという印象を、お二方の話を伺って思いました。

その中で逃げずに、市民と徹底して議論するということしかないんじゃないでしょうか。情報公開をして、今の財政状況はこうだということ、それから必要性についても、もちろんどのレベルまでやるかというところには幅がありますが、徹底して議論した上で納得して負担をしたら、そういうプロセスを作っていくしかないということですね。「決まりましたから」というのでは、もうダメだということですね。

ります。私の本(「私たちはなぜ税金を納めるのか」新潮新書)のなかでも紹介しているのですが、これはこういうことかという、政府というのは自分たち市民が作ったものだ。政府の公共的な仕事、たとえば消防とか警察とかいう仕事をやり、なおかつ自分の仕事もやり、ということではできないので、公的な仕事を政府というところに委託する代わりに、その費用を自発的に負担していく。市民が政府を作ったんだという観念があれば、そういう考えが出てくるんです。

日本の場合は明治以来、国家というのが重くあり、税金負担は義務であるという観念されてきた傾向が非常に強いんです。世界的にもイギリス、アングロサクソン系が比較的、税金を納めるのは権利に近いと理解しているのに対して、ドイツ系は義務として理解していて、日本も戦前から財政学講座はドイツ財政学で、義務として理解していかなくてね。

そういうことを考えると、日本人の中にある負担を義務として理解する心性を、そろそろ転換して、権利とまでいってなかなかフィットしないかもしれないんですが、払うからにはやむを得ないサービスの内容なのかということについて、市民も知る権利があるし、議論していく権利があるんだという方向に向かうべきだろうと。それが翻って、「自発的な納税倫理」でもいっていいんじゃないか、ということも思いました。

基礎自治体というのはこういう考え方、プロセスをトレーニングする最もいい空間だと思います。国政レベルでいきなり「権利としての納税」という概念があるんですよ。と云ったって、頭にクエスチョンマークがいくつもついてしまっているんです。自治体であれば、まさに両市長が実践されているように、こういう考え方についてトレーニングする、そのプロセスにおいて市民も自覚をし、責任意識を持つということが、ありうるかもしれないと思います。

7面から続く
政学では応答性という言葉を使っていますが、サービスがあるから対価として負担する、という議論をしましただけで、山中市長がいじくもおっしゃったように、低所得の方々もいるし、高所得の方々もいる中で、応答ばかりを強調していくと、たかさん所得があるのに割と少ない負担で済む方と、所得が少ないのに負担が重くなるという方も出てくるわけ

議会が決めれば、首長は否応なく執行しなければならぬ。議会はその大なる役割、権限を發揮すべし

白川・越谷市議

今回、地方公務員の給料を下げるようにという、これは国からの「お願い」となっていますが、実質「命令」に近い。ほとんどの自治体はそれに答えるようにしている。その点、どのようにお考えになっているか。

二つ目は、今日の議論は行政と地域と市民、あるいは企業を入れて徹底して議論していくことなんです。議会側、議会側の関わり方についてです。議会は単純に議決機関という意味だけではなく、市民が参加していくという意味でも議会が重要だと思っております。お二人とも市議会あるいは県議会を経験された上で市長になられていますから、その点から議会



諸富徹 (もろとみ とおる)
京都大学教授

1968年生まれ。同志社大学卒、京都大学大学院博士課程修了。経済学博士。専門は財政学、環境経済学。自治体の公共政策、地方財政に関するフィールドワーク多数。飯田市地域エネルギービジネスコーディネーター組織タスクフォース委員長。著書、論文多数。

応答性とは別に応能性という言葉がありまして、能力に応じてどのように負担を配分していくかということです。受益と負担というだけでは、だんだん厳しくなってくる問題が出てくることもあるわけで、応答性と応能性のバランスを取りながら、どう負担を配分していくかというところで考えていかなきゃいけない。そういうことを併せて考えさせてい

がこういうふうな噛めばもっと民主主義が深化する、あるいはこのように噛んでないから市長のところで集中的にやらざるを得ない、というふうな感覚があれば、教えていただきたいと思えます。

山中 交付税ですが、松阪市においては今年度は昨年よりも上がりました。合併特例債のうち償還している部分とか、過疎債が返ってくる部分とかで、交付税はじつは増えているんです。

私、首長さんとか地方自治体は騒ぎすぎたなと思ったりしますが、今回国は地方自治体の職員の給料を下げることは、一言も言っていないですね。簡単に言えば、交付税を下げるわけですね。今回は、自

民党政権が防災とかで七千億円くらいの補正を組んだ。それと同額なのが地方自治体職員の給料カットの部分で、ちょうどバーターのような形にしたんです。新たに七千億の補正予算を組むなら、その分どこから財源調整してくれよということ、そういう話になったんだらうかと思えます。

私はいつも言っていますが、交付税が下がると文句を言う気は、まったくないんです。ちなみに国から交付税下げますよと言われた時に「今年は給料下げません」と、私ははっきり言いました。

私が就任してから、公務員給与はカットしてきています。地域手当をカットしましたし、特別勤務手当も全面的になくしました。あるいは、これまでは学校関係者とか地域のさまざまな部局では公の施設に私用の自動車も駐車していたのを、全部駐車料金も取らせていただいたり。時間も徹底的に少なくして、給与も実質的に4割くらいはカットしてききました。

ただ「国から言われたからカットするものではない」と。国から言われたからどうこうではなく、地方自治体として地方公務員の給与を下げるべきなのか、下げるべきでないのか、自分の懐具合で判断しようということです。

地方には人事院がないので、基本的に国の人事院勧告に基づいて地方公務員の給与を定めていくというのは、私は間違っているとは思いません。今回は人勧もな、根拠もないまま、補正予算の財源調整で国が交付税カットしたと私は見えています。来年度以降、どういう形で国

が理屈付けをするのかわかりませんが、それなら正々堂々と「今財源が厳しいから、地方に対する交付税は大きく下げますよ」と、言い切ってしまう方がいいんです。すでに交付税が払えない部分を借金漬けにしている中で、もう臨時財政対策債でやるんじゃないかと、交付税をその分純粋に下げますよと言いきってしまえばいい。それなら私は文句を言いません。

松本 公務員給与の問題ですが、実は和

光市は埼玉県内で唯一、下げる議案を出して否決された自治体です。しかも私が選挙で応援させていただいた議員さん、全員が反対したというところで、「非常に不可解だ」とかいろいろ書かれました。私は、給与水準というのは世間相場があると思ってるんです。国の強制であれ何であれ、世間相場として下がっていくトレンドがあるのであれば、ある程度それに沿っていくのが普通だろうと。私には沿っていきのが普通だろうと。私も会社員でしたので、給与の世間相場が下がるのであれば、それに準じてある程度コントロールしていくのは、経営者の見識だと思っております。

「国に言われてやるのは腹立たしい」というのは、気持ちとしてはありますが、「腹が立つ」とか「筋が違ふ」というだけでは経営はできません。交付税が下がるであろう金額とたいたい同等くらいの案を出して、要は世間相場ということに配慮してやらせていた方がいいです。

ただ議会の反発もあって否決されたので、もう一度、九月議会の冒頭に出そうと思っております。前は交付税の想定額でやったんですが、確定の金額が来しただけで、それに基づいてもう一回、同じようなものを出そうと思っております。

もう一つ私がこだわったのは、今回緊急経済対策というのがあったのですが、そこでの和光市の職員の努力がどうであったのか、ということも含めて判断させてもらいました。

和光市は二百十何億くらいの規模の自治体ですが、緊急経済対策の関係では一億円しか取れなかったんです。耐震化をすでにやっけていて、ほとんど事業がなかったということもあるんですが、それでも事業を考えていくのが公務員の仕事の一つだと、私は思っているんです。

しかし実際に職員から出てきたのは、二千万円分くらいでした。私の方でひとつひとつ箇所付けて、「これ、できるだろ」「これも、できるだろ」「これ、やれ」といってやっつと二億になったわけです。これは職員の努力ではなく、私の努力です。

努力して金を取ってやるというのは、

市役所の職員でも企業でも一緒です。努力したものについては報いていきたい、というのが私の考え方ですので、そういう形でやってきています。

それから議会と値上げの関わり合いについてですが、国保(の値上げ案)を否決された時にも、私は代案がほしかったですね。否決するのではなくて、修正をしていたらどうであれば、私は何の文句もありません。市民に対して議会として、しっかり意見聴取をやっていたら、議会は十八人もいるわけですから、議員さん一人ひとりが動いて市民の意見を当たらせてもらえば、これは莫大な蓄積になるわけですね。それに基づいて修正案が出てきて、「市長、この方がいいんだよ」と言われれば、「そうですか。すみませんでした」というのが私の姿勢です。

単純に否決されたということに関しては、ちょっと残念だったと思っております。実は就任一ヶ月の直後に記者発表で、議案を修正するにあたって、議員さんだけでなく難しいところから、職員にはいくらでも協力させますと言いました。職員には常々、修正案を出すための資料の要求には応えるように、と言っています。

市役所と同等の情報を持った上で議会が修正をしてくれたら、というのがあれば、それは一つの尊重すべき形式だと思っております。

ただ議員さんはそうではなくて、市長の方でしっかり意見聴取もやって、完璧なものを出してやるのが筋なので、それはお前の努力不足だという意見をいただいております。私としては今後とも良い案を出さなければ、もっといい代案があれば出していただきたいという姿勢は崩さないつもりであります。

山中 私は市長になってから初めて、議会の重要性というものが本当にわかりました。議会がこれまで権限を持てるものなんだということを、議員さんがわかっているかと思えます。

市長って実は大したことないんですよ。市長というのは行政のトップで、執行機関なんです。議会は修正もできれば、

否決もできる。議員さんが決めたことには、否応なく市長はやらざるを得ないんです。それが立法府と行政府の役割分担ですね。議員さんが賛成したら、その全責任は私たち(執行部)が負いますし、議員さんが作った条例も、法律上は私たちが統括責任者ですので責任を負います。だから議員さんには、本当に自分たちの責任で修正するなら修正する、否決をするなら否決してほしいと思えます。例えば私は選挙前、競輪事業について二回否決されました。「廃止してくれ」とはっきり言って否決をした、というならわかるんです。しかし「市長の案は納得いかない」「改善案は納得いかないけれど、廃止かどうかは、市長が決めてよ」という議員さんはいないわけですね。

私達は提案して執行する責任を伴うので、議会で否決されてもいいんですが、否決したらそれで、じゃあ行政はどういうことをやればいいのかと。私たちは私たちが提案をしているわけで、私自身も市民から監査も受けて、場合によっては裁判になる可能性もあるというまでの責任を負った提案をして、執行するわけですね。

議会も否決するならそれ相応の覚悟を持って、「競輪事業を廃止します」「または代替案としてこういうことをやります」というなら、わかるんです。しかし「もうすぐ市議会の選挙も近いから、(競輪事業の)従事員さんのなかで支援してくれる人もおるもんで、廃止と言わん。ただ競輪事業、赤字のまま続けてしまったら一般市民からは批判を受けるかも」と

9面へ続く

8面から続く
「と、どっちつかずで否決という形になるんですね。」

行政としては執行せざるをえない、でも執行する予算がないと動けない。じゃあどうするんだと。その責任と権限を、議会が持っているんですよ。議会は賛成もできれば、修正もできるし、否決もできる。その権限の重さを議会は本当に認識していただきたい。行政の方向性がおかしいと思ったら、予算案も修正できるわけですし、こういふふうには動きませんと、立法機関として条例を作って行政を誘導することもできるんですよ。

悪い意味じゃなくて、議員さんは時間があります。私たちは執行機関なので、日々細かな報告を受けたりチェックしたりと、日々の業務に追われます。ほとんど市役所にいることが多いんです。そういう部分においては、議員さんの方が優位性があるんです。市民と議論する機会も多いし、まごまごって政策構築する余裕がある。その時間的余裕と権限をちゃんと理解して行政と戦ったり、構築したものを提案していただきたいと思えます。

結城・取手市議

山中市長にお尋ねしたいんですが、市民とは大いに議論して合意形成するということですが、職員の手当をカットするときは合意形成をどうされるのか。組合はなかなか納得しないと思いますが。

山中 組合とも徹底して議論させていただきます。私、「組合を無視して」と思



戸田代表

われがちなんですけど、決してそういうことではありません。特勤手当をカットする際も徹底して議論して、組合にも納得してもらいました。

実は給与を4%カットする際に、組合側がアンケートを取りました。「給与4%カットをどう思いますか」と。そうしたら、組合員の方の百名が「カットすることに賛成」と。私もビックリしましたが、組合もビックリです。だから組合側も交渉ではあまり強く出られなかったんですね。

私が就任した時は財政が非常に厳しく、借金がどんどん積み上がっていく状況でした。ある意味、赤字企業の社長だったんですが、今は黒字経営でどんどん財調も積み上がってきて、逆に議会から

社会的公正の観点から 受益と負担を「見える化」していく

戸田 山中さんも松本さんも、「職員とも、組合とも徹底的に議論をします」と言います。なぜできるか。例えば協議のときに、直接言うかどうかは別にして、「次の選挙で応援しますから」ということがあった場合には、徹底的に議論はできませんね。選挙での貸し借りになりま

すから。これは、江戸時代の貧乏長屋で味噌が足りなくなったからという、情緒のある貸し借りではございません。例えそれが社会的観点から公正なものだと説明できることであっても、「次の選挙で応援しますから」という話が絡めば、徹底した議論はできません。選挙でバツをつける特別公務員といいますが、選挙の貸し借りをみない話につながった場合は税金を食になります。徹底した議論をやっている、という意味が分からないから「うまへや」ってやるんですよ。しかし見えないわけですね。

日本では政権交代がなかったことで、補助金や交付税のような依存と分配の構造が染み付いていたために、自治とか熟議といったことがなかなか実践的なもの

「何でもっと使わないんだ」といわれるくらいです。こういう黒字企業の社員に対して、国から言われたからといって給与をカットする必要はないということですね。

ただ財政が厳しい中で職員の給与カットをしていったときには、組合とも何度も協議してやってきました。これはトッパダウンでやっていったわけではありません。だから組合さんとも比較的、仲良くやっていると思っています。

実は今年の市長選で、私の相手方の応援をしていた組合幹部の方を今回昇格させて、(時間外手当など)の職場環境改善のプロジェクトリーダーになっていただきました。職員組合と行政側が一体となってがんばろうということですね。

「何で」と使わないんだ」といわれるくらいです。こういう黒字企業の社員に対して、国から言われたからといって給与をカットする必要はないということですね。

にならなかった。それがようやく転換し始めている。二度の政権交代で、政権交代が前提になったことは、その象徴です。分権も国と地方の分捕りあい(官治分権)ではない、自治分権ということが具体的な実態になっている。

そこから今日の冒頭で提起したように(第一部「日本再生」四二二号参照)、民主主義における権力―選挙で、自分たちの一票でつくった政権の権力行使をどうコントロールするか、という問題に入っているわけですね。今日の話を聞いてみれば、権力の使い方の転換がシワリと起きていることがわかるでしょう。

今日の話で共通していたのは、受益と負担ということですね。これは単に財政の問題ではなくて、社会的公正の観点から受益と負担をどう見直していくかということですね。公平じゃなくて公正、それに基づいて公平ということですね。負担のほうも、徹底して情報公開―住民が経営者感覚になれるまでの情報を公開して、議論する。そこには、諸富先生の言葉を借りれば「税は取られるもの」ではなく、

「自分たちで社会を作る、そのための政府を共同で運営する」という自発的納税倫理というものが生まれてくる。

このように、民主主義で得た権力の使い方が明確に変わってきているわけですね。

階級社会から今日ですと権力といえば、統治とは分断なりということだ。日本ではそれが「由らしむべし、知らしむべからず」であり、依存と分配の構造なんです。これが、統治とは連帯なり、ということにシワリと変わっていく。ヨーロッパなんかはそうやっていますね。

統治とは分断なり、ということでは結局バツをつけるというのは、自分が権力―行政権力に与ることが大事だ、ということになるんです。例えどんなに「いい政策」でも、バツをつけなければ意味がない、とか「これをやったら選挙に落ちるんじゃないか」と。これは市長でも市議でも国会議員でも共通していますね。

税金を食というのは別に公金を私的にちよるまかしている、という意味ではなくて、自分の地位保全や私的な目的のために権力に与ろうということですね。社会的公正の観点からの検証を受けない、その説明責任を果たせない権力行使、ということですね。

政権交代が前提になって、マニフェストが標準装備になって、国政ではスグズタですがローカルではPDC Aサイクルで検証されることが前提になっている自治体が出てきた。ここでようやく日本でも統治とは分断なりということから、統治とは連帯なりということへの転換が始まっているんです。

その基準が、社会的公正の観点から受益と負担を「見える化」していくということですね。これがあいまいになっていると、悪気がなくても「自分の選挙に有利か不利か」という、社会的公正の観点で説明できない私的な思惑が判断のなかに入るんです。

□第1200回 東京・戸田代表を囲む会□

市民とともに考え、協働するまちづくり 北本市における自治分権の取り組み

ゲストスピーカー 石津賢治・北本市長

まず北本市をご紹介させていただきたいと思えます。

埼玉県のほぼ中央に位置しており、R高崎線で上野から四十五分、池袋からも四十五分と、非常に便利なんです。平成二十六年には高崎線が東京乗り入れをしますので、上野、東京、品川、全部

一本で行けるということ、交通の便はいいですね。

大宮台地という、埼玉県の県南からずっと盛り上がっている台地があります。その一番高いところに位置しています。標高約三千メートルですが、昔東京湾が熊谷あたりまで海だった時も、北

本市だけは浮いていたというくらい地盤の固いところなんです。東日本大震災の時も、隣の市はみんな瓦が落ちてブルーシートを被せていたんですが、北本市はほとんど壊壊ということがなかった、とごまかすんです。

先日、百歳の方のお祝いに行きました。その方は川崎から引っ越して来られたんですが、「長生きの秘訣は何ですか」と

会議員選挙の直前に国保の値上げを提案したわけですよ。「これをやったら落ちる」というような(私的な)計算が、人格形成に入っていないからでしょうね。もちろん、まだ全体がそうになっているわけではありませんよ。しかし社会的公正の観点から物事を判断する、ということにポツポツ起ってきていることは確実です。また小水力や太陽光など再生可能エネルギーに取り組んでいるところでは、地域住民が経営主体になるための試行錯誤が集積されてきています。そういうところからも、「未来へ投資する社会」の担い手、リーダーが生まれてきつつある。これを何とか点から線へ、線から面へとつないでいきたいということですね。

司会 本日は長時間、ありがとうございました。(8月10日。タイトル、小見出しとも文責は編集部。第一部は四二二号)。



石津賢治 (いしづ けんじ) 北本市長

1964年生まれ。東大卒。1991年北本市議初当選。2期。03年北本市長初当選。3期目 北本市役所 http://www.city.kitamoto.saitama.jp/index.shtml

9面から続く

聞いたら、「北本は空気がおいしいです」と言われました。確かに東京に来ると、北本の空気のおいしさを痛感します。 19・84平方キロメートルと非常に狭い地域で、人口が約七万人。典型的なベッドタウンとして昭和四十年代、五十年代に栄えましたが、大変高齢化が進んでいるということなんです。

北本市の一番の財産は桜で、大正十一年に国の天然記念物に指定された五本の桜のうちの一本が、北本市にあります(石戸浦ザクラ)。ほかに市内には桜がたくさんあります。また緑が大豊かです。高崎線の沿線で、両側に緑が残った「緑のトンネル」があるのはこの北本市だけです。これは北本中央緑地というところで、都市計画決定して買収をしています。また全部買収しきっていないんですが、両側に散策路を作ったりして市民の憩いの場所になっています。

北本自然観察公園というのは県の施設なんです。低湿地で大変貴重な動植物が生息している公園です。その近くにある高尾宮岡の景観地はトラストで、市民公債を発行して買収した緑地です。昔はここは船に乗って田植えをしていたという歴史のある場所で、湧水もありますし、キツネの巣なんかもありますし、レッドデータブックに載っているゲンゴロウなんかもいます。

今力を入れているのはトマトです。これは大変歴史があって戦前、大正から昭和に地元農家がトマトを生産して、それ

を加工して「トマトクリーム」というものを作りました。今ではケチャップのようなものですが、この「トマトクリーム」が全国品評会で優勝して、洋食に使われるということで帝国ホテルとか千正屋でも扱われて、埼玉県でも三大産品と言われているんです。

戦後、その「トマトクリーム」の工場はなくなってしまったのですが、由緒のあるものなので、何とかトマトを使ってまちおこしをしようということ、若いトマト生産者が「北本トマト」ということで始めました。そのなかで「トマトカレー」というのを発明しまして、埼玉県で行われたB級グルメ大会で優勝、この間横須賀で行われた全国カレーフェスティバルで準優勝して、結構「トマトカレー」は有名になっています。

人口の状況ですが、平成十八年以前は七万一千前後を行ったり来たりしていましたが、平成十九年をピークに年々減少しています。二十年後には五万九千人になるという人口推計が出ていて、ピーク時より一万人以上減少すると予測されています。当然税収も減りますし、社会保障費も増えるということ、ここどう対応していくかが大きな課題になっているということなんです。

高齢者人口はすでに25%になっていきます。四人に一人が六十五歳以上というところで、今は退職金の税収も含めてギリギリ横ばいですが、ここから一気に税収が減少していきますので、大変な状況が想定されます。高崎線沿線のさいたま市以

北は同じ状況ですので、共通の課題だと思います。

財政は予算規模百八十億から二百億というところで、最近はいく少いんですが、これは積極的に事業を行っているということなんです。税収は九十億前後で、これも年々減少傾向にあります。市債は十億程度だったのが、最近三十億位になっています。これは、さきほどもお話しした投資的経費が増えているからで、何かと言った、学校の耐震工事と大規模改修を積極的にやっているんです。

耐震工事というのはごもやっているんですが、普通は壁に斜めの鉄骨を入れて終わり、なんですね。しかしうちでは大規模改修と言って、それに合わせてトイから廊下から昇降口から、みんなリニューアルしています。普通の耐震工事だけなら数千円で終わるんですが、大規模改修をやるとその十倍以上、お金がかかります。これを十八年くらいから初

新たなまちづくりへの投資

ここからは、北本市が取り組んでいるいくつかの事業について、ご紹介させていただきます。

まず市役所の新庁舎を建設しています。庁舎は約五十年経過していて、震度六で倒壊という診断が出ましたので、もう建て替えざるをえないと。庁舎基金を二十五億円ほど貯めてきていますので、それを使って新庁舎建設するということになって進んできました。

新庁舎は、これまで市長選のたびにテーマになりました。私も一番最初は「新庁舎建設反対」と言っていました。市長選のたびに「延期」とか「撤回」と、そういう繰り返してましたが、最初に「反対」と言っていた私も、さすがに「もう、やらせてください」と前回の選挙でお願いしました。いろいろ異論もありましたが、震災もあり、市民のご理解もいただいて建設の運びとなったということです。三階建の大変簡素な庁舎になっていま

めていて、投資的経費が大幅に増えています。

これは実は、国から有利な補助金をもらってやっていますので、市の持ち出しはものすごく少なく済んでいるんです。意外とこのことを存じない自治体とか市長さんは多くて、ここまでやっている自治体は、全国でもそう多くないと思います。耐震工事と大規模改修が必要な校舎は、今年で全部終了します。

中学校も給食はセンター方式でやっていたんですが、全部自校式に切り替えまして、来年で終了します。ですからこれが終わればおそらく北本市は全国一、学校教育環境の整ったまちといっても過言ではないかなと思っています。

また扶助費が大変増えています。これが今後、圧迫要因になって来ると思われます。人件費は減らしていますが、これもさすがに限界にきています。行革もかなり限界まで来ているということです。

建設費も約三十億円ということ、最近十年くらいのなかでは、建設単価は三番目に安い。職員一人当たり面積も、十六市中二番目に狭い。そういう簡素で機能的な庁舎にすることで、市民の理解は得られるかなと思っています。

仮設を作りませんので、今の庁舎が残ったまま南側に新庁舎を作り、できたらそこへ引っ越しをして、今の庁舎を壊してまた北側に付け足すという形です。仮設を作らないことで四億とか五億、節約できる。この十月の連休で二期工事が完了して引越します。

合わせてワンストップで、パスポートもこの市役所で申請取得できるようにします。新庁舎と同時に、市民サービスも向上するようということを進めています。またコウノトリの放鳥プロジェクトを進めています。千葉の野田市が先んじて、コウノトリの放鳥に取り組んでおられま

すが、荒川ではうちをはじめとしたいくつかの市で、コウノトリの放鳥プロジェクトに取り組むことになっています。環境的には北本市が大変有力ということ、先ほど説明しましたように大変緑が多い場所ですので、それと連携した形で進めようとしています。

もうひとつはグリコの誘致です。これは私が市長になって取り組んだんですが、オープンまで六年かかりました。東日本の拠点工場ということで、西の拠点は神戸にあるんですが、東はうちが拠点工場です。今は第一工場約七百人の従業員ですが、将来的には第二工場、場合によっては第三工場まで作るということなんです。ポッキーとフリッツが主力で、全国の七割が北本で作られているんです。

それと観光に力を入れておりまして、「観光百万人都市」を公約に掲げております。先ほどの蒲ザクラは、何とって一番の北本の財産になるわけですが、秋は北本祭りで「ねぶた」を運行しています。ねぶたの台数では、関東では一番ということがわかりましたので宣伝しております。そのポスターが日本観光光スターコンクールで入賞しました。十一月にやるので、ぜひおいでいただければと思います。

今年七月からは、ゼロ歳児おむつ無料化事業ということで、埼玉県では初めておむつの無料化事業を始めました。ゼロ歳児の乳児に一年分ということで、三十五枚のクーポン券をお渡しして、市内のドラッグストア等でおむつと引き換えていただける、というものです。大変好評です。ほかに子育て支援としては、医療費はもうとっくに無料化しておりますし、

自治の取り組み

「自治基本条例」と「参画と協働」

さて、ようやく自治の話になります。最初の二つが「自治基本条例」「参画と協働」ということで制度的なこと、その

うちは予防接種も県内でもかなり進んだ補助をしていると思います。

また全国的にも珍しい、学校の四・三・二制というところに取り組んでいきます。小学校の一、二、三、四年までを一区切り、小学校五、六年と中一までを一区切り、中二、中三を一区切りということ、今年度からモデル校で始めました。特に小五、小六、中一の部分が肝です。

小学校一年生、二年生は少人数学級というところで、市の単費の教員を雇って、クラス担任を持たせて、三十人以下の学級にしています。これをやっているのは、県内ではうちと行田市だけだと思います。年間三千万円くらい使っています。

小五、小六、中一で何をやるかと言いますと、先生をシャッフルします。小学校と中学校でもシャッフルします、小学校の中でもシャッフルします。そうすると普通、小学校はクラス担任で一人の先生が全教科教えますが、小学校でも国語と算数と理科と社会と、それぞれ違う先生が教えるようになります。算数の場合は中一の先生が来て教えるとか、完全にシャッフルしたカリキュラム、時間割で授業をする。

当然先生がちょっと足りませんので、これもやっぱり単費で先生を雇っていただく。おそろしく「いい」という結果が出ると思えますので、これがうまくいけば全校に導入して行く予定です。

要するに教科担任ですね。小学校の高学年を教科担任にすることが主目的、それと中一ギャップというものがありまして、中一になった途端にいきなり先生も教科ごとに変っちゃうので、そこを緩和するために小五から馴れさせていくということ、今年度から始めました。

後「セーフコミュニティ」「きたもと市民会議」、この辺りはかなり先進的な事

10面から続く業だと思えます。最後に新駅の住民投票についてお話しさせていただきます。

自治基本条例はこの自治体でも制定していると思えますので、細かい話は省略いたします。住民自治、あるいは地方分権といわれている中で、それぞれの自治体が市民合意を得ながら事業を進める、その基本となる条例が必要であろうということ。また、NPOを始めとした行政以外の新たな公共サービスの担い手が出てきたということ、この責任分担も定めなければいけない。そういう時代的な背景があるということ。

北本市では平成十八年から自治基本条例の制定作業を始め、広報等で募集した市民の方、あるいは各種団体の方の参加をいただいて、ワークショップの開催あるいは研究懇話会ということ、ゼロからやっていたと思います。

行政で素案を出さずに、この懇話会で職員の任意の参加を含めて、他市の事例を調べていただいて、北本に合わせた条例を考えていただくという中で、二十四回の会議を開いていただきました。さらにその後、議会に提案できるような条例にするための会議も十四回開催して、都合三十八回の会議を経て条例提出に至りました。

前文に北本市のまちづくりの方向性を記載し、全部で八章二十七条から成っています。特に「市長の責務」「議会の責務」「市民の権利」について規定しています。その中で情報の共有と参加・参画、協働、この三つをまちづくりの基本原則としました。自治基本条例は理念条例です。具体的な規定についてはそれぞれの別個の条例にゆだねていくということ。参画に関しては、今年四月から参画推進条例を施行しています。また協働についても協働推進条例を制定し、これも今年四月から始めています。

参画については、どういうものについて市民に参画していただくかということ、参画条例の中で規定しています。一つは「基本構想」。市の総合振興計画を策定する場合には市民に参画して

ただ今ということ、第四次総合振興計画」を策定する際には、百人委員会のようなものを作っています。それと「情報公開条例」とか、あるいは「路上喫煙防止条例」——うちはまだ作っておりませんが、そういうもの（権利義務を制限する条例）を作る際には、市民に参画していただくことを。

それとここが一番課題だったんですが、公共事業をする際にどこまで市民に参画してもらうか、ということ。あらゆる事業に参画してもらうわけにはいきませんので、一定額以上の事業については市民に参画して意見を述べていただくということ、五億円以上ということにしました。もう少し額を下げてもいいのではないかと議論もありましたが、まずは五億円ということから始めています。

参画の方法としては、いくつか具体的に手法が書かれています。「附属機関等を開催する方法」「ワークショップを

北本の課題について、行政と市民が情報を共有していっしょに考える

「セーフコミュニティ推進事業」きたもと市民会議

次に、「セーフコミュニティ」ですが、これはかなり先進的な事業です。WHO、世界保健機関が提唱している「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できる」という理念に立って、あらかじめ地域住民と行政がそれを防ぐためのさまざまな取り組みを行っていくということ。

この「セーフコミュニティ」の仕組みが出来上がりますと、「セーフコミュニティ」という国際的な認証を受けることができます。世界的には今、三百位の自治体、地域がこの認証を受けていて、日本では北本市が十番目に手を上げています。最低二年間は取り組みが必要ということになっていて、去年から始めています。今年の秋に海外の審査委員に

行う方法」、「市民説明会を行う方法」、「アンケートを行う方法」と書いています。ここにはありませんが、本当は一番重要なのは「住民投票」です。ただ住民投票は自治法上規定がありますので、特に改めて参画条例で謳わずに、こちらに譲ったということになっています。

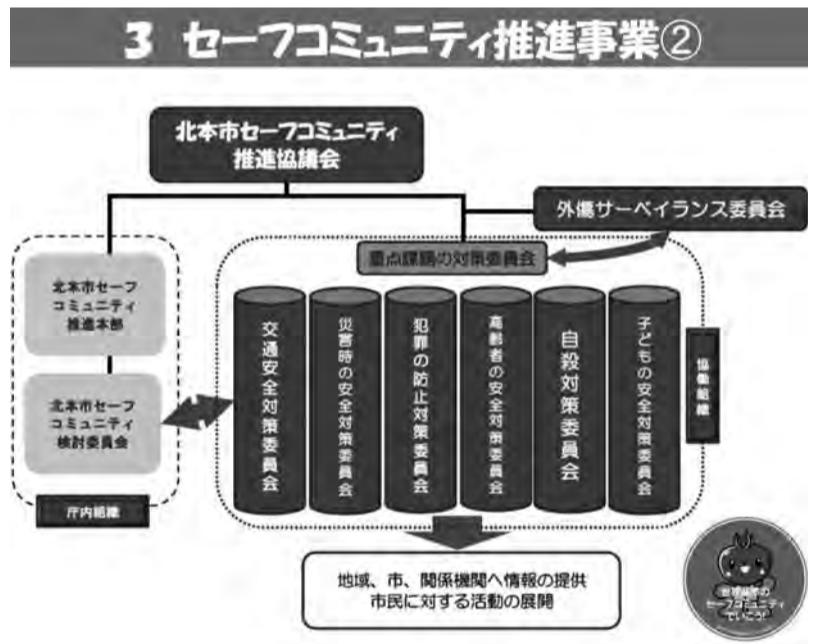
協働に関しては「協働事業提案制度」というものを設けて、行政の側から市民の側からも、市民と行政の協働によって事業を進めたいというものを提案できるように制度を設けました。今年度から始まっており、提案をしていただいて、審査、意見交換、公開プレゼン、二次審査をした上で、事業の採択の可否を決定して、来年度予算に予算を確保して協働事業を行うということ、今年度はこの過程が進んでいるということです。

ただ協働といっても、やはりお互いに知恵を出していかないと、なかなか実際は難しいというのが率直な感想です。

よる中間審査が、北本市で行われることになっています。

なかなか説明が難しいんですが、まず「セーフコミュニティ推進協議会」というのがあります。これは警察とか消防、自治会、PTA、そういう方たちに入っていた会です。一方で行政側の仕組みとしては、大きく六つの委員会を作りました。「子どもの安全対策」「自殺対策」「高齢者の安全対策」「犯罪の防止対策」「災害時の安全対策」「交通安全対策」ということで、それぞれの委員会に関係する市民、団体に入っていたいています。

そこで警察とか病院などさまざまな機関からデータをいただきます。例えば犯罪なら「この地域でこういう犯罪が起



ていないと、認証が取り消されるということになっていきます。私ほどの自治体もこういう仕組みを通じて、市民との協働を進めていくべきではないかと思っています。

もうひとつの取り組みは「きたもと市民会議」です。簡単に言うと、市の行うべき事業、止めるべき事業を、ウェブで市民に投票していただいている。昨年から鳴り物入りで始めたんですが、参加した人数が多かった。去年は新規事業をやりました。ただ、新規事業をいきなり市民に問いかけてもなかなか出ないだろうと、市の方でいくつか先進的な市の事業を拾い出しました。無作為抽出した市民は当時は二十人だったかな、年齢も男女も偏りはない無作為抽出した会議に、そのいっばいある新規事業を出しまして、「みなさんは、このなかのどれをやってもらうつもりですか」ということを諮りました。

テーブルごとに分かれて議論していただいて、候補を十か二十に絞っていた。その上位の事業をウェブにかけて、市民なら誰でも投票できます、ということになりました。一回しか投票できないシステムになっています。

なかなか存じなかったということも含めて、投票は百に及ばなかったんですが、最終的にそのなかで一番選ばれたのが、駅前防犯カメラを設置するという事業でした。その無作為会議には私も出席して、みなさんが「カメラを設置する」というのを選んだので、その時

には「歌舞伎町ならともかく、北本市で駅前防犯カメラがあっつちこちにあるというのは、みなさん本当にいいと思いませんか」という話をしたんです。それにもかかわらず、みなさんは防犯カメラ設置を選ばれて、それがウェブ会議にもかかれて、少ない人数とはいえない一番になりました。私は賛成ではなかったんですが、予算を取って、防犯カメラを駅の東西に設置することになりました。

11面から続く

ところがウェブを使うことによって、直接民主制が実現できるということ、これでもし本当に機能すると、何でも市民に諮って決められるということになります。そこまでの意義を理解している人は、多分あまりいないと思いますが、朝日新聞の論説委員の方がラジオでこの評論をされたり、どこかの大学の先生も取

新駅建設で住民投票を 決めるのは市民

最後になります。新駅の住民投票が二ユースで取り上げられたので、かなりの方に関心を持っていただいています。

北本市は、JR高崎線の北本駅が唯一の駅です。二十年から三十年くらい前から、北本市と南にある桶川市の間に新駅を作るとの話がありまして、私が市長になってから正式に、総合振興計画にも入れ込みました。私の公約にも新駅建設を掲げて進めてきました。

圏央道という高速道路とJR高崎線が交差するところが、新駅の候補地です。新駅については、今までは実現性の裏づけはなかったんです。市としてはもう十年くらい前からJRの子会社に委託して、駅舎のホームをどうするかとか、事業費はいくらかかるかとか、そういう調査をやってきましたが。

去年あたりから、ようやく具体的な話が進んできました。というのは、ここに踏切があるんですが、踏切がなくならないと駅は作れません、といわれていたんです。新駅のホームが高速道路の上に乗るので、踏切がなくなる、すなわち圏央道が開通するのが二十六年度と国が決めたので、ようやくいつ駅の建設に着手できるかが具体的に決まったということ、JRからコーサインが出ました。

これは請願駅と言いまして、地元がお金を揃えてJRに差し出すという形で、やるかやらないかの決定権はJRが握っています。経営的に成就すればやるし、

材に來られたりして、結構注目はされているんです。

ただいかにせん、七万人の市民のうち百人しか参加しないということだと、なかなか難しい。ウェブといっても、なかなか主要なツールになっていないところだと思えます。ただ今後、これは大きな可能性というか、方向性を持ったものではないかと思っています。

採算が合わなければやらないということ、で来たわけですが、ここでJRが「やるぞ」ということになった。それから大慌てで、いろんな準備を進めてきていることです。

全体計画が七十二億円、市の財政規模が二百億で、庁舎が三十億ですから、どれくらい大きい事業か、おわかりいただけたと思います。昨日議会でも答弁したばかりですが、七十二億のうち庁舎基金からキャッシュを流用しているのが十八億円、それとこの駅のために今まで積み立ててきたお金と、今後積み立てるお金で合わせて十六億円、さらに国庫の補助金が十四億円くらい、それと市債が十四億円くらい（十六億かもしれませんが）、その他五億円と、だいたいそんな感じで資金計画的には十分できるようになっています。

庁舎基金を流用する代わりに、庁舎の方は借金をしています。駅を作るのに借金できませんので、JRに差し出すものから、それに起債を充当できないんですね。ですから庁舎基金からキャッシュを持って来て、その代わり庁舎の方には起債が当てられますから、そっちを借金させてもらう、そういう仕組みになっています。

北本市の公債費比率は、駅を作らなくても学校の大規模改修等をやっているために、10%になります。これは実は極めて低い数字です。今は7%台で、埼玉県

内でも有数の低さです。私が就任した当初は13%くらいありました。要するに何も事業をしなければ、借金は減るんです。お金が増えて何もできなかった面もあるんですが、過去のハコモノの借金返済が終わり、合わせてあまりハコモノをやらなかったこともあって、私の在任中に7%台まで減って来ました。ただ大規模改修をやりましたので、将来的にはマックスで10%になるという想定になっています。

さらにこの新駅をやりますと、それが12%にまで上がります。それでも多分、県内でもそれほど高い数字でもないですし、総務省が言うイエローカードが出される数値にも及ばない。財政的には十分実現可能な事業と考えていますが、そうはいっても七十億の事業です。市民に問う、ということ、私が判断しまして、今開会中の議会に住民投票条例を提出しています。

面白いことに新駅に賛成の方は、住民投票に反対なんです。もう市の総合振興計画にも掲げていますし、これまでいろんな調査委託も議会で承認されて進めてきていますし、議会では全会一致で「新駅建設」の決議を出しています。そういう状況なのに、なぜわざわざ住民投票をやって市民に聞かなければならないんだと。万一、反対多数になって新駅ができなくなったらどうするんだ、ということ、新駅を進めたい議員さんはどうらかと、住民投票には「反対」のようです。

なぜこれを提出したのか。その一つの理由として、北本駅の西口広場の改修工事があります。本場にきれいな広場になっているんですが、この改修工事の際に反対運動が起きました。ちょうど選挙の一年前からです。

うちは統一選挙で議員と市長は一緒なんです。議員も半々、市長も私の対抗馬の方は西口反対と。マスコミは「最大の争点は西口改修工事」と煽って、一年前から反対派の街宣車が市内を回って、議会ごとに請願が出て、質問は全部西口反対の質問で、ヒラはまかれるわ、

怪文書は出るわで、もう大変な一年だったんです。

しかし、議会には三年前から西口改修計画を諮って承認を受けているわけです。毎年度少しずつ工事をしているって、最後の屋根をかける工事の時に反対運動が起きました。市民が「そんな大規模工事知らなかった」とか「財政負担がかかる」というのは、市が広報しているとはいえず、まあそういうこともあるとは思いますが。しかし議員は議会で整備計画も了承し、毎年度の予算も承認しているのに、最後の最後に「反対」とか「白紙撤回しろ」というのは、私としても、どうかと思うわけです。

もう本当に市を二分するような運動だったんですが、選挙が終わって駅前の整備がされた後には、誰一人その質問をする議員はいません。反対運動をしていた方の中だけでも「いい西口になったよね」というわけです。こういうことを繰り返さないためにも、住民投票をしようということ、です。

「協働」とか「参画」とか「情報公開」と同時に、やはり市民の活動がどうあるべきか、行政に対してどう意見を言うべ

きか、どのタイミングで言うべきか、ということでもあると思います。行政が市民の意見を求めているというところは、決してないですから。先ほどのウェブ会議にしても「どの事業をやりますか」と諮って、その結果トップになった事業はやるんです。

ただ百人もエントリーしていただけない、という状況も含めて、やっぱりもっと行政に関心を持っていただきたい。この住民投票条例を出して、ニュースにもなりましたので、今年の夏祭りでは行く先々で「市長、あんな条例出しやがって」とか「私は駅反対なんです」とか「これやったら税金上がるんでしょ」とか、いろんな方から言われました。

これを機にみなさんが関心を持っていただいているのは間違いないので、私は当初のころみ通りに思っているんです。もしこれが通れば、十二月十五日が投票なんです。それまでの間に財政計画を含めて市民に情報を提示する予定ですし、北本の財政がどういう状況にあるかということも、併せて出す予定でおります。そこで今までにない市民の関心や、行政に対しての意見を持っていただける

かなと、期待しています。

私はもうボールを議会に投げましたので、あとは議会がどうお決め下さいということになっています。最終的には、議会も市民の意見を聞かないという判断をするわけにはいかないと思いますので、おそろくやることになると思います。

決まれば、請願駅の住民投票は全国で初ということ。投票率についても有効投票についても一切条件はなしで、投票率が何パーセントだろうと、一票でも上回った方の結果に従って私は対応します、と明言しています。もちろん市としては、新駅を進めるスタンスでおりますし、私は新駅建設の期成会の会長を兼ねていますので、新駅建設は積極的に進めていきたいと考えています。

ただし、住民投票の結果には従う。決めるのは市民のみなんです。よろこびです。

(9月6日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

□日程のお知らせ□

- ◆「日本再生」読者会 (会費 無料)
10月6日 (日) 午前10時より
「がんばろう、日本！」国民協議会事務所 (市ヶ谷)
- ◆越谷「日本再生」読者会 (会費 200円)
10月9日 (水) 午後7時より 白川秀嗣事務所
- ◆船橋「日本再生」読者会 (会費 100円)
10月17日 (木) 午後7時より NPO法人情報ステーション船橋北口図書館
- ◆北九州「日本再生」読者会 (会費 500円)
10月12日 (土) 午後3時30分より 小倉商工会館
- ◆大阪「日本再生」読者会 (会費 500円)
10月11日 (金) 午後7時より ドーンセンター
- ◆京都・青年学生読者会 (会費 無料)
10月8日 (火) 午後7時より 同志社大学寒梅館

□シンポジウム「未来へ投資する社会へ～エネルギー自治、循環型社会」
11月10日 (日) 13時から17時 (予定)
日本交通協会 大会議室 (有楽町・新国際ビル9階)
植田和弘・京都大学教授、諸富徹・京都大学教授、寺西俊一・一橋大学教授
原亮弘・おひさま進歩社長、中島浩一郎・銘建社長 ほか
参加費 2000円

*** 以下は事前のお申し込みが必要です ***

□第129回 東京・戸田代表を囲む会 10月8日 (火) 18時45分より
「自治体の環境エネルギー戦略」ゲストスピーカー 一方井誠治・武蔵野大学教授

□第130回 東京・戸田代表を囲む会 10月25日 (金) 18時45分より
「議会改革は代表制民主主義を活かすことができるのか」
ゲストスピーカー 廣瀬克哉・法政大学教授

*いずれも 「がんばろう、日本！」国民協議会 事務所 (市ヶ谷)
参加費 同人・1000円 購読会員・2000円
■問い合わせ 03-5215-1330